

平成24年9月12日（水曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

會計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	佐藤 德憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民稅務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課參事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
綜合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志 君
綜合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長 兼總務課長	横山 孝明 君
總務課長補佐 兼總務法令係長	男澤 知樹 君
總務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 德憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事 務 局 長

高 橋 一 清 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 敏 克

次 長 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

佐 藤 孝 志

議事日程 第2号

平成24年9月12日（水曜日）

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会2日目でございます。本日は一般質問ですので、登壇発言される方は、議員の特権でありますので、十分今後の復興・復旧に向けて頑張ってくださいと思います。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において9番小山幸七君、10番大瀧りう子君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告3番、菅原辰雄君。質問件名、旧志津川市街地・商店街をどう形成するのか。以上1件について、一問一答方式による菅原辰雄君の登壇、発言を許します。8番菅原辰雄君。

〔8番 菅原辰雄君 登壇〕

○8番（菅原辰雄君） 8番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

町長に、旧志津川市街地・商店街をどう形成するのかについて伺います。

昨年3月11日に発生した東日本大震災大津波により、町沿岸部は壊滅しております。震災により発生した瓦れき処理については、一次置き場から二次置き場へと搬送中であり、さらに処理についてもほどなく本格的に始まるものと認識するものであります。そのような中で、先日、戸倉、長須賀地区において、海岸災害復旧工事着工式が行われるなど、いよいよ復旧との思いを強くいたしました。

そんな折、先日の新聞報道によれば、被災3県、岩手、宮城、福島3県のアンテナショップの売り上げが半減し、さらに応援ファンも反応鈍くとありました。いろいろな商品も出回り、復興したと誤解かとありました。それはともかく、昨年の津波被害直後の応援、支援は、すごいというかすさまじかったとの思いであります。これらの支援に対し、今でも毎日心か

ら感謝をしているものでございます。

またそのような中、国会に目を向ければ、国政にあずかる国会議員の方々、民主、自民両党ともに次期代表選に追われ、今は、被災地はもとより、各地方自治体のことはそっちのけですかと問いたいありさまであります。赤字国債の発行ができず、9月分の地方交付税約4兆円の予算執行を当面抑制するとの報道もありました。このことにより、当町はもとより各自自治体では、一時借入金や利息補給などの影響が出てくるものと憂慮するものであります。

そのような中、当町では、近ごろ国道398号線、御前下及び小森周辺地域にガソリンスタンド建設工事進むなど、復旧・復興への歩みをさらに強く感じているものであります。

このような中、町の計画、動きを、今、特に注視しているのは商業関係者ではないでしょうか。新しいまちづくりとして職住分離、住まいは高台とした結果、旧志津川市街地の人々は大きく3分割しての高台移転となる計画であります。市街地とは、民家や商店が多く立ち並んでいる区域または町のにぎやかな通りをいうものであるといたします。今回の津波で犠牲になった方々、諸事情により町を離れた人々、さらに今回市街地の人々が分散してしまい、これらが形成されるのだろうか。旧志津川の商店街初め小さな町の商店は、住まいの通りに面した部分や2階建て住宅の1階部分を店舗としていた商店が多かったことは、皆さんご承知のとおりでございます。しかし、今回、高台移転により職住分離である。また、まちづくり計画の商工ゾーンは、浸水区域をかき上げしてのものであり、かなりの時間を要するものであります。もちろん人は住めないものであります。高台移転地も1区画100坪の制限があり、仮に店舗と住居としても、駐車場等の問題もあるなど、さまざまな要因からなりわいとしてやっていけるのかどうかなどの心配もあり、足を踏み出せないでいるのではと考えるものであります。

そんな中、先日、まちづくり協議会も正式に発足しており、さまざまな意見、要望も出てくるものと認識しております。ぜひそうした声も反映させたまちづくりを進めていただきたいと考えておりますが、これまでの市街地・商店街形成は、自然発生的に生まれてきたものであり、計画的なまちづくりとして震災前のような市街地形成は難しいものと考えてるものであります。活力ある、住んでみたいまちづくり、にぎわいのあるまち再生への必須条件である市街地・商店街形成をどう捉え、どのような方策で臨んでいくのか伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告3番、菅原辰雄議員の旧志津川市街地・商店街をどう形成するのかについてお答えをさせていただきたいと思えます。

ご質問の中にもありましたとおり、本町は、復興計画の柱といたしまして、なりわいの場はさまざまであっても住まいは高台へとしているところでありまして、従前、市街地にお住まいだった皆様につきましては、志津川東、志津川中央、志津川西の3カ所の高台を中心に防災集団移転等の案内をしているところであり、また志津川東、志津川中央につきましては、津波復興拠点として公共施設等も含めた整備を予定しているところでもあります。さらにこの3つの地域を幹線道路で結ぶことといたしております。また、従前の市街地につきましては、主に産業、商業、観光の用地として盛り土等新たな造成を行うとともに、交通環境の面からも国道45号、国道398号、県道清水浜志津川高線の交差点が存するなど、要所地点となる見込みであります。

ただし、高台造成地につきましては、造成面積の制限等もあることから、新たな高台での大きな敷地を擁する事業所が連なるような商店街形成は難しいこととなります。また、旧市街地は、災害危険区域として条例指定を予定しているところでありまして、その意味からは、店舗兼住居といった商店街の形成はできないということになります。

このような条件下において進められるまちづくりにおける商店街の形成として、現在、震災地域商業復興計画作成のため、学識経験者、町、商工会の役職員、商工業者を中心に、将来の地域商業復興の指針となるべく町復興事業計画との整合性を図りながら協議を重ねているところでもあります。

旧志津川市街地における商業、観光ゾーンの土地利用計画では、水産加工の関連事業所や直売所、観光関連施設等による商店街形成が考えられますし、それぞれの高台移転候補地においても、生活者の利便性を考慮し、一定の商業施設が必要と考えておりますので、生活関連の店舗兼住宅などが軒を連ねるといった形態が考えられております。

いずれにしても、今後、商工会を通じて各個店への意向調査等を行いながら商業者の意見を集約するとともに、まちづくり協議会等の意見も踏まえながら今後の商店街形成の方策を検討していく所存であります。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 今、町長から答弁をいただきました。

これからいろいろ考えていくというわけでございます。また、今答弁の中で、新たな土地を求めてそれを造成というのはなかなか難しいという答弁がありましたけれども、いずれにしてもかなり難しい問題でございます。町長、先ほどおっしゃったように、今回の商工、観光ゾーンも埋め立ててやるわけでございますので、かなりの時間もかかります。そうすると、

やっぱり今まで商店を経営してきた人たちも、それなりに年を重ねていくので、やる気とか意欲がなくなっていった、それらも含めて商店街形成もかなりまた難しくなるのではないかと思います。

そのような中で、町長おっしゃいましたように、中央区、東区だったら、新井田の奥のほうをもうちょっと思い切って造成して、その周辺に今度は店舗兼住宅も建てられるような方策もあるのではないかと思います。

いずれ浸水区域を埋めるにしても、かなりの費用、時間も要しますし、それはそれとして、やはりそういうふうな前向きな考えを持って当たるのもいかがかなと思うのですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前の商工会の会員数562軒ありました。それが今回の震災を受けまして473軒、約85%の会員が被災というふうな状況でございまして、その中で今営業を継続しているのが258軒、55%ということになります。そして廃業をした方々が108軒、23%ぐらいです。そしてまだ未定という方が107軒、これは22%ということになってございまして、まだまだこれからの商売の再開へ向けてのめどが立っていないという方々も結構の数いらっしゃるわけございまして、そういった意味においては、今後の地域づくり、まちづくりがどういうふうな方向になっていくのかということについては、大変この方々の判断にも大きく影響を及ぼすんだらうという認識をいたしております。

そういった中で今ご質問ありました中央地区、新井田地区でございしますが、その辺に商店街を一つ形成ということですが、町としてもそういった方向性がある意味、町として主体を持たなければならない部分もあろうかというふうに思いますので、ご提案の部分につきましても、町として積極的に考えていきたい、そして取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 今、町長からいろいろ震災前の商工会の会員数、そして現況等々申し述べられました。かなりの数で減少していますし、さらにこれらに拍車がかかっていくのかと思います。また、私、今提案しました商工ゾーンについても、前向きに検討するということでございます。それはちょっと期待をしていきたいと思っております。

そのような中で、町長、一番は、住居と店舗が一緒に建てられれば、こっちのほうに造成すればいいんですけれども、いろいろな意味で漁業者とか農業者とか、そういう意味でいろん

な手厚い保護といいますか助成等も多々あります。そんな中で商店主とかそういう人たちに対しては、それらの助成というか、そういうのがなかなか薄いなという部分があります。町長、いかがでしょうか。ぜひ、今石巻の市長を中心に被災3市5町ですか、いろいろな取り組みをやっています。その中で町独自ではなくて、そういうところで手を挙げて、連携をとって国のほうにこういう助成というのを働きかけていく気はないでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の復興に向けての各支援等々の内容を拝見しますと、やはりどうしても商業あるいは工業という分野についての支援というのは、若干薄いのかなというふうな思いが、私も正直に思っております。ただ、その中である意味再興へ向けてということで、グループ化補助金の関係で、それを使って再興している企業の方々、結構いらっしゃいます。今後もそういったグループ化補助金の問題等には、これからの申請部分も認めていただけるようにということでお話をさせていただいております。当町であと1グループが通れば、大体うちの町の企業の方々、再建へ向けてということで一歩足を踏み出せると、そういう格好になってございますので、引き続き我々とすれば、これまで申請しても認められなかったグループ化補助金の1グループの方々の支援のために力を尽くしてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 今町長からありましたように、グループ化ということであと1グループが認められるということですが、それはそれとして、そうではなくて、商店の方々がグループ化と云って、これはなかなか難しいものでありますから、ぜひ町長、みんなと連携して、ある意味この町、佐藤町長が先頭を切ってやっていただきたいと思うんですけども。

今回、広範囲にわたって被害を受けております。そんな中で宮城県だけで言えば、町の中枢機能とか全て流されたのは、当町と女川町が主でございます。ほかの地域もかなりの被害を受けていますけれども、それなりに市役所とかいろいろな商店街とか残っております。今回そういうことでこの町は特別である。どうか復興のモデルケースとして、例えば商店街形成において、商店は国なり県なり町なりで助成をいただいて建物を建てて、それで商店主はテナント料を払っていく、そういうことは考えられませんか。町長、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） グループ化補助金、商店の方々も随分ここに加盟しております。商店も

そうですし、あるいは水産加工会社の方々もそうですし、先ほど言いましたように、今1グループが認められないというのは、建設関連の方々グループを組んで申請したんですが、それはちょっと通らなかったということでございますので、基本的には商店の方々、それから工業をやっているの方々、そういう方々もこのグループ化補助金の中で4分の3の補助ももらってございます。手出しは4分の1ということになっておりますが、そういう支援はありますので、商店の方々も今あちこちに建設を始めたりと、そういうふうな状況になってございますので、その辺はひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、商店を、ある意味これまでは職住接近という形の中で、1階が店舗、2階が住居という形の中でやっていた方々がたくさんいらっしゃいます。そういった方が防集で高台に移転をして、そしてそこにまたそっちは住居、下のほうに商店という形の中で、二重投資ということについては、これまでの経営上も大変厳しい状況の中で推移してきた経緯があるわけですので、2カ所に建築をするということについては大変困難だろうというふうに私は思っております。そういった意味におきましては、商業ゾーンということで、被災した地域、旧志津川の市街地の中心部に道の駅等を含めて計画をいたしておりますので、その近辺にそういった、ある意味商店の方々にテナントという形の中でお入りいただくような施設等も含めて考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 商店の方とか工業の方もグループ化としてやっているということはわかりました。

そのような中で、高台移転したところには日用品、雑貨等買い物ができるような商店、これは従来の、例えば入谷地域の商店みたいなそんな形はできると思います。ただ、私が言いたいののは、これからも町の産業として観光をやっていく場合に、そういう個々の商店が散り散りばらばらになるようなところではなかなか、観光の受け皿としてはいかなものかと思うので、そういうことで商業観光ゾーンに、先ほどから言っておりますように手出しは、先ほど助成は4分の3と言っていましたけど、今回特例として、ぜひ建物はそういう方向で建てていただいてテナントで入る。それも市街地を形成するのは二、三軒ではなくて、できるかわからないけれど、できれば目標と思っていただきたいのは、旧市街地をイメージするような方向でそういうのをつくるように努力していくべきだと思うのですけれども、町長、それはどういうふうに考えますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 結局、経営者の皆さん方の選択肢だと思います。要するに高台移転をして、そちらのほうに店舗兼住宅を建設する、そういう考えの経営者の方もいらっしゃると思いますし、あるいは下の地域、いわゆる商業ゾーン、そういった分野に一定程度の商業施設をつくって、そこでテナントに入るといった選択をする方もいらっしゃると思います。これはそれぞれの経営者の方々のご判断になろうかと思えます。

いずれ防災集団移転事業で高台移転をしましても、住居があっても買い物をする場所がないということになりますと、これは大変住環境として決して好ましいとは私思っておりませんので、例えば高台移転で店舗兼住宅を持つという方々については、ある程度軒を並べていただくとか、そういう形の中で考えていく。従来のお話になりますが、従来というわけにはなかなか、それはいかないというふうに思えます。先ほど言いましたように、220店ぐらいの方々が廃業あるいは未定という中で、従来と同様の商業環境を構築するという点については、非常にこれは困難だろうというふうに認識はいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） まず、町長、従来の商店街形成は難しい、これは私も重々承知しております。ただ、高台移転して、それは先ほど言いましたように、旧入谷地区みたいに日用品、雑貨を売る店がある、それもいいです。そういうのは必要でございます。ただ、商店街とか市街地形成と捉えた場合に、なかなかそれでは進まないと思うんですよ。もちろん町のほうでそういう高台移転を選択したわけです。町長に言わせれば、住民の意向を聞いて旧市街地が大きく3カ所に分断された。これはそういうふうな計画で来ていますので、何ともいたし方ないんですけども、余り決まってこうしたことに対して、今さらこうだったら、こうだったらとたればと言ったのでは話が進みませんが、そんな中で町長、今言ったように、少なからず、商業者だけではなくて、すべからくこれはそれぞれの独自の判断であります。ですから、今迷っている人、先ほど言ったようになりわいとしてここでやっていけるかどうか悩んでいる人、そういう人たちにこういうふうな方向で行くから、できれば店舗を公費で建て、皆さんにテナント料でやっていくようにしますから、もう二、三年待って下さいよと、そういうふうな感じで持っていけば、今の商店経営者の方々も、ああそうかと、希望を持って当たれるのではないかと。ですから、町長、私が言っているのはすべからくこうせい、こうせいではなくて、そのような方向でみんながそういうやる気が出るような、希望を持てるような方策を持つように、町長が中心となってそういう国に働きかけをしていってやっていくという、そういう気持ちをお持ちでしょうね。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この件については、一番最初の答弁でお話をさせていただいておりますが、今、大学の先生、それから町も入ります。それから商工業者の方々、商工会の方々、それから商工会の職員の方々にお入りをいただいて、今菅原議員がおっしゃったような方向性について議論をしているという状況でございますので、今我々がそういう方向でということよりも、今この方々が、実際にこれから経営に携わる方々が、この町の商業のあり方をどうするのかということでご議論をいただいておりますので、いずれ方向性というのは出てくるというふうに私は認識しておりますので、そういうことで我々もしっかりとその辺はサポートしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 町長、確かに最初の答弁、また今重ねて答弁いただきましたが、そういうふうなことで今、方向を探っているということでございます。それもあんまり年数をかけないで、できるだけ早くやっていただきたい。さらには、くどいようですけれども、そういう考えを持って、商工業者がやる気を持つようなあれでもって対応をしていただきたい。

いろいろ思いはあります。まちづくりに対して町長の思いありましよう。私もそれなりに思っております。ただ、皆さんが本当に昔のように活気のあるまちづくりのために頑張っていかなければならないと思うので、今後とも町長、いろいろな意味で多くの方々の意見に耳を傾け、そして、自分の信じることを押し進めてまちづくりに努めていただきたい。そのようなことを念じて私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言った計画を策定している方々は、今年度いっぱい、あと半年で方向性を出すということになってございます。

今お話がありましたように、震災前のあのにぎわいをいま一度取り戻すということが、我々に与えられた使命だと思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 以上で、菅原辰雄君の一般質問を終わります。

通告4番、千葉伸孝君。質問件名1、町職員特別採用枠で人口流出阻止を。2、新設公立志津川病院に透析施設を。以上2件について、一問一答方式による千葉伸孝君の登壇、発言を許します。1番千葉伸孝君。

〔1番 千葉伸孝君 登壇〕

○1番（千葉伸孝君） 1番千葉伸孝は、議長の許可を得ましたので、一問一答方式により町長に質問します。

質問事項は、町職員特別採用枠で人口流出阻止をです。

質問の要旨は、平成24年度は初級9名の職員を採用している。平成25年度の採用は、初級5名とその他民間実務者3名、高台移転に伴う用地事務が任期つきながら10名の募集となっています。

町職員の再任用を24年度までとし、その報酬額の分を任期つきであっても多くの若者、町職員雇用には町は取り組むべきだと思います。また、殉職を免れた職員の育成や長引く高台移転の人口流出対策など、町職員としての被災者雇用は、長期化する町再生の体制づくりとして欠かせないと私は思います。町民にとっても、安心・安定した就職の場でもあります。

南三陸町の存続が今語られている中で、多くの自治体からの派遣職員は20%以上を占めています。通常職員の人数体制から町民雇用の増員を図り、行政と町民が一体となり町の再構築を図るべきと思うが、町長の考えはいかがでしょうか。また、町民の働く意欲の向上に今何が必要だと思いますか。町としての対策を伺います。

町民の希望する雇用の場所が早急にできないなら、町がその場をつくるべきだと思います。町長にこうした質問、提案をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、千葉伸孝議員の1件目のご質問でございます、町職員特別採用枠での人口流出阻止をということについて、お答えをさせていただきます。

住民の雇用対策については、今後の南三陸町の振興発展には欠かすことのできない重要な課題であるということは認識をいたしてございます。

そこで、議員ご指摘の町職員としての被災者雇用についてでございますが、職員の採用につきましては、地方公務員法の規定に基づき、競争試験等による受験の成績、その他の能力実証に基づき採用しなければならないことになってございます。また、優秀な人材を確保するためには、広く人材を選抜することが求められているところでもあります。競争試験などによる能力実証に基づき、優秀な人材を採用しすぐれた職員として育成することにより、少数精鋭主義によって公務能率を最大限に発揮するといった地方公共団体に求められる効率的な行財政運営を確保することが、地方公共団体における人事行政の責務であります。したがって、今後とも人員の適正な規模及び職員の年齢構成に配慮しながら、優秀な職員の確保に向けて関係法令に基づき、計画的に職員を採用してまいりたいと考えているところであ

ります。

なお、震災からの復旧・復興期にある現在、一時的に行政需要が増大しており、役場における必要人数も増大しているところではありますが、現状の行政需要に即した人員を確保するために正規職員を採用することは、結果として復興をなし終えた後に余剰の人員を抱えることになり、財政的に負担を強いることが必至でありますことから、一時的な業務増に対応するため、即戦力となり得る人材確保の手段といたしまして、他の自治体に職員派遣を依頼し、任期つき職員を採用し、さらには定年を迎えた職員の再任用を行っているところであります。

一方、このたびの東日本大震災により多くの職員が犠牲になったことから、平成24年4月1日付では、行政職、土木職合わせて8名を採用したところであり、平成25年度に向けては、行政職の上級2名、初級5名、民間実務経験者3名の合わせて10名を採用しようとしているところであります。

なお、雇用対策といたしましては、町内企業が町内出身高校生を雇用した場合、事業主に対して1人当たり30万円を支給する新規高卒者雇用奨励金事業や新規高卒者の採用枠確保についての要請活動、さらには無料職業紹介所を開設するなどの事業を実施いたしているところでありますし、緊急雇用事業として平成23年度については739人、平成24年度については、現時点で661人の雇用を創出しているところであります。

今後とも適正な人事行政を実施するとともに、町民の雇用確保に向けた努力をしてまいり所存でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今回の千年に一度と言われる未曾有の大震災。こんな状況の中で、町長が今発言した雇用の場がないということの対策としては、被災前の状況と同じような対策、それに幾らかプラスした形の雇用対策でしかないと思います。そして、仮設生活がまだまだ2年、3年と続く中で、南三陸町における雇用の場はなかなかないと。そして、商店主の多くの、グループ支援とか受けたそういう方々は仕事をなさっていますが、その仕事の量とてそんなにあるわけではなく、求人数もあるわけではないと思います。

そういった中で、町職員同等の、結局準職員的な形の雇用枠の拡大を、採用をできないかという質問を私は今回いたしました。その一つの提案として、今高台移転の土地測量とか土地交渉とかありますが、こういった部分の土地の買い上げの相談者として一緒にその業務について回るとか、あとは福祉士、今社協でやっていますが、この部分がなかなか、実質職員としての活動ではなくて、やっぱりつなぎ雇用の中での雇用の部分があります。そういった形

でなかなか町職員と同じぐらいの仮設入居者に対する対応ができていないというような声も聞きますので、準職員というような形の、正規の職員ではなくて、私が提案しているのは、町で第三セクター的なものを立ち上げて、被災者雇用支援室、そういった形の名称とかでそういった部門を町のバックアップで立ち上げられないかと。そして、雇用の場を生むというような方法はできないのかという、そういった内容でもって今回この質問をいたします。こういった考えはいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 職員の身分ということでございますので、人事担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 千葉議員の準職員という定義づけが、私理解できかねますけれども、今、町職員は、正規の一般職員とそれ以外に臨時職員という2種類でございます。臨時職員は、嘱託ということと臨時、パートという3区分に分かれておりまして、準職員という定義はその臨時職員のことを指すのか、正職員と臨時職員の間層を指すのかわかりかねますけれども、いずれ正職員は、地方公務員法によりまして、正規の試験を受けて合格した者が正職員、それ以外については臨時職員ということで地方公務員法に採用から全て決められておりますので、議員の準職員という定義については、どういうものなのかはつきりしませんのでお答えできませんが、現在の制度ではそういった正職員と臨時職員、そういう2種類の区分に分かれてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 何回も言いますが、被災地南三陸町、本当に雇用対策を講じていかないといけないと思います。

そういった中で、あえて職員の増加とか、そういった別枠での職員の形のあり方を考えながら職の場を考えるということは、町にとっても必要だと思うんです。そういった対策を町として何か講じているのかということ、なかなか、町長がさっき話した、もう事業所に委託するとか、あと町の職業紹介所、その辺で動いてはいますが、その給料的な部分も含めてなかなか厳しいと。

この間、産振の課長さんのほうに行きましたら、医療とか福祉関係で月々大体25万ぐらいの月収ですかね。そして、それに対して低い部分ですと大体180万から160万ぐらいの月収の仕事がありました。ただ、その今提示された給料枠というのは、なかなか全ての事業所に値

するような平均月収ではないと思います。そういった中で、今町長が進めている再任用枠5人とかそういった面の中で、大体報酬が実質最終的にもらっていた給料の7割が再任用の方の給料。それを計算していくと大体1人年間600万ぐらいになります。それをこの辺のそういった所得割の200万ですと3人の方が町の職員として雇用されると。確かに人数的な公務員法の枠はあると思いますが、今そんなことを言っているときではないと思うんです。やっぱり村井知事が特例といったような形で、南三陸町、この自治体でもそういった特例でもって枠をふやすことを、きょうも復興大臣来ますので、そういった特別な形の雇用枠というのを考えてもいいんじゃないかと私は提案します。その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 法に沿わない形での人事雇用ということについては、これは国も認めません。そこはご理解いただきたい。それは千葉議員の思いは思いとして受けとめてさせていただきますが、そこはひとつご理解いただきたい。

それからもう一つ、先ほど給料が600万だから3人若い雇えるんじゃないかというお話ですが、今我々が求めているのは即戦力です。ですから、今長期派遣も含めて、それから任期つき職員も今度採用させていただきますして、10月からおいでいただきますが、全てその方々は即戦力という形の中での位置づけでおいでをいただいております。皆さんそれなりの経験をしている方々です。ですから、今、我々は頭数も欲しいのですが、一番大事なのはここ数年です。ここ数年の需要逼迫に対応できるのは、すぐ自分として力になれる、そういう方々を我々は望んでいるわけがございますので、その給料とは分け隔てして考えていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今、仕事も土地も全てなくなって暮らしている方が仮設にたくさんいます。そういった生活状況を考えると、今公務員の皆さん、自治体職員の皆さんの待遇は、やっぱり夢のような待遇です。そういった待遇に嫉妬しているのが町民の現実です。やっぱりそれに応えるための町長としての取り組みが今求められていると思います。

今の町長の説明ですと、まず1つ、2つと質問をいたします。再任用は24年度も続けるのか。その辺、まず1つです。あと、自治体派遣者、3年、5年と有望な人材が大都市の自治体からたくさん来ています。それにかわるべく、再任用の方にかわるべく人たちはたくさん来ています。そういった申し送りをしていけば、再任用しなくても、新しい自治体派遣の方をその部署に据えても私はいいいと思います。この2つの点についてお答えください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 再任用は今後とも継続してまいります。要するに先ほど来お話ししておりますように自治体派遣の職員、それからプロパーの職員、そして再任用の職員という形の中で、とにかくそういった方々の力をいただかないと、この大災害から復興していくということについては大変難しいというふうに私認識をいたしておりますので、明確に再任用はさせていただきます。

それからもう一点お話しさせていただきますが、正規雇用がないというお話ですが、実は正規雇用たくさんございます。役場以外で。なかなかそこに人が集まらないという現実、何回もこれ私お話ししますが、民間企業、今たくさん募集しています。なかなか人が集まらない。そういう現実もあるということはひとつ、役場だけが雇用の場ではなくて、町内でそうやって被災をしながらも頑張って再開をした企業の方々たくさんいらっしゃいます。そういった方々が復興して企業を再生していくという中で、どうしても足りないのがマンパワーです。我々もマンパワー足りませんが、民間企業の方々もマンパワーが足りない。そういう募集をしているところ結構ございますので、そちらのほうの就職の、いわゆる雇用の場の選択肢ということも十二分にお考えをいただきたいというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 町長とこの議論をしても、やっぱり町長の考えと私の考えは違うということで、やっぱり被災した住民の雇用に関しては、町としては事業所がやると。やっぱり町のほうでは、深くかかわれるのはさっき話した分野の分だけで、町は本気で困っている人たちの雇用を、本当に考えているのだろうかという気持ちでいっぱいです。ぜひ、今、働く場に困っている人たち、確かに職業紹介所、産振の課長のところに行きました。大体1,300人ぐらいの事業所での求人があるみたいです。これに関して、採用された方が458人います。そして、決定した方が大体200人、ということはやっぱり被災された町民の方々の職の場としては合致しない。お見合いがまとまらないというような形だと思います。なかなか町長が話す事業所が、全て健全で安定した仕事があるかということ、それは私は一部の部分だと思います。それを言っていて職の場があるというような形の考えで町長は話していると思います。なかなか事業所が200軒ですか、廃業したり、新たに始まっているというような形の、今後どうするか考えているということですね。そういった形で200何社かがあると言いましたが、こういった人たちは、事業再開に当たっても町の支援がやっぱり薄い。さっき前議員も話しましたけれども、そういった雇用の場として、町が、なかなか再建するのに、事業所が再建するの

に厳しいという現実があるから、やっぱりなかなか再建もできないような状況にあります。だからこそ求人の方も私は少ないのだと思います。

その中で、私がさっき話したのは、公務員法、なかなか私も議員としてなったばかりで勉強不足、その辺は否めないところですが、何とか町のほうで雇用の場をつくる算段、その資金をつくる算段、その辺はしていてもいいと思います。シャープがなかなか事業が大変ということで10%の報酬カットをしました。私は自治体も企業だと思っています。そういったことを考えれば、なかなか町民の復帰できない、社員が厳しいというところにどこかで会社が努力して、町の再生を図っていく、企業の再生を図っていくということが必要だと思います。そういった意味合いからも、職員の給料をカット、5%なり何%なりカットしてその資金を捻出すると、そういった政策も今とっていかないと、町の再建、なかなか厳しいと思います。そういった考えはないのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども答弁させていただきましたが、町の緊急雇用として、今661名の方が今お勤めをいただいております。この規模の町としては、数とすれば大変多い数を我々雇用させていただいております。そういう大変仕事がないという町民の皆さん方いらっしゃるし、今千葉議員、仮設住宅で大変な思いをされていると、それは我々も十分認識しております。そういう意味も込めて緊急雇用の事業の関係で、我々とすればほかの自治体と比べて、うちの規模でほかの自治体と比べればはるかに多い人数を我々今雇用しております。そういった関係で我々としても少しでも雇用を支え、そして収入が幾らかでもあって、そして何とか復活の道を歩んでいただきたい、そういう思いで我々今やっておりますので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 住民は、なかなか苦しい環境の中において、そういった職員の給料カット、これも世間では言われています。こういった件についての答弁がないようですので、もう一回その辺のカットということを考えているのかいないのか、その件ご答弁をお願いします。

あと、緊急雇用ということで、今町長がやっている。町の活動としてやっている。緊急雇用は果たしていつまで続くんでしょうか。1年ごとの継続でやっていくと思うのですが、この緊急雇用が、今後も被災地が26年の9月に高台移転とか、災害公営住宅の入居があります。この2年間、緊急雇用続けますかね。そういったことも私は心配で、それを今町長に問うているわけです。

あと、9月の広報に南三陸町の人口が出ていました。1万5,330云々という形の。この人数というのは、南方仮設に住んでいる方々ももちろん入っていると思います。しかしながら、南方仮設のほうでは、もう15%、2割の方が登米市への移住を考え、計画していると。こういった人口の動態について、専門部の課長どのように考えているか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、臨時雇用につきましては、基本的には雇用基盤ができるまでというのが基本的な考えでございますので、今後ともその臨時雇用については継続していくだろうというふうに思います。

それから、賃金のカットということですが、現時点として、私は考えてございません。これまで1年半、職員がこれまで本当に不眠不休で頑張ってきた姿を毎日目の当たりにしてきました。そういった職員の頑張りということは、私は大変高く評価いたしておりますので、現時点としてそういったカットということについては考えてございません。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 人口の動態ということですが、議員おっしゃるように2,200人ないし300人ぐらいの方が、現在転出による人口減ということですが、この中身につきましては、被災された方々が、個々のいろいろな事情によって一時的に住所を移されたというふうに推測しております。例えば、子供の教育の関係あるいは親御さんの仕事の関係、そういった事情で一時的に住所を移されたということですが、あくまでこれは、今後町の復興あるいは雇用対策等々の復活によって南三陸町からの人口流出を防止するというので、全庁体制で取り組むということになると思いますので、この現在の1万5,300人の人口をどれだけ維持できるかということについては、組織一丸となって取り組むべき課題だろうというふうに思っております。

私どものほうでは、あくまで個人さんの転出届に基づいて住民基本台帳に載せたり、あるいは台帳から外したりというような形の人口の把握というような状況にこれからも努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 人口流出の対策として職員採用枠の拡大ということで質問して、公務員法があると、そういった説明を総務課長のほうから聞いてなるほどなと思います。しかしながらということをお私は何回もここで言うわけですが、今町長が、今後、あと1年間町政を進

めるに当たり再任用は続けると。やっぱり専門部の人間が足りないと。それは町長にとって専門部なのかなと私は思います。やっぱり今若い人たち、多くの殉職された職員の方々の下で働いていた皆さんが、今全力でこの震災からの復旧・復興に向けて動いています。しっかりとした活動を私はしていると思います。そういった人たちの上になるための教育手段としても、やっぱりどんどん新しいことを覚えてもらう意味では、私は再任用に関しては反対ですし、再任用反対ということは多くの町民が申し出ています。

あと給料カット、この辺に関しても、今住民が多くの痛みの中で生活しています。そこから立ち直るためには、やっぱり町職員、町長、そして皆さんともどもここは一緒に頑張って何とか乗り越えるための方策として、何とかその辺をカットして、今苦しい方に何とかしてほしいと。やっぱり町長が言っているのは、国からのそういった雇用対策の基金とか、いろいろな部分のお金があるから、そのお金でやろうということで、町民と行政一体感というような形の方向で私は述べられているんだと思います。しかしながら、痛みを伴わない、一緒にということ考えた場合に、町民は納得するのでしょうか。私はその辺が心配で、そういった町長の気持ちをあらわすためにもここで給与カット、そして再任用の方を何とか別な形で町長のバックアップをしてくれるような体制でもって職員雇用の枠を、枠ではないですね、公務員法がありますので。別な形で採用していただいて、新しく採用枠をふやしたほうがいいという私の提案です。やっぱりこの辺は町長は今までどおりいくと思いますので、町民の方にもそのように受けとめられると思います。それで多分町長はよろしいんだと思います。

あと今人口の件が出ましたが、二、三日前です。登米市中田町。私の知人がみなし仮設に住んでいるわけなんです、最近8人の家族が登米市に家を建てた。それでこっちに今後住むと。もう8人ですよ。8人の方が一挙に南三陸町からそちらに行くと。それは、やっぱり町長が残ってくれという発信が少ないからじゃないかなと私は思うんです。常々私は言います。殉職被災者の方に、町の復興・復旧も大変ながら、職員の今までの労苦に対して手を合わせ線香を上げる。もうすぐ行くべきだったと私は思います。それがこじれてこんないろんな問題も起こっています。あと、仮設、それにも町長は来ていないと。いまだに来ていないと。たまたま会えなかったかもしれませんが、やっぱり町長の姿勢を今住民が見ているんだと思います。そういう住民に対して、今後、皆さんの救済策、事業所はわかりました。雇用もわかりました。しかしながら高齢者、あとなかなか働けない方もいます。そういった方々の生活支援対策として何が今必要か、町長、答弁をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか難しいご質問でございまして、どうお答えをすればということについては、なかなか即決に出てまいりませんが、いずれ町としても、そういった生活に苦しい方々については、これまでも生活の相談という形の中で取り組んできた経緯がございますので、今後ともそういった町としての生活が大変だという方々に対しての相談窓口、そういうのはしっかりと持って取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） この間、被災されてみなし仮設に住んでいる方から話を聞きました。町長もおわかりだとは思いますが、阪神・淡路では170名の方が生活が大変ということで自殺をしています。そういったことが長引く町再建の中で私は発生するのではないかと、その辺を危惧しています。

そういった中で、いろいろな問題が解決できないままでは、町民の悩みにつながり、いろいろな事案が発生すると思います。今の高齢者の支援対策として、町長は今、今すぐ発言はなかなか難しいと言っていました、もう1年6カ月もたっています。そういった中で、高齢者に関しては災害公営住宅に移せばいいというような考えが、やっぱり町のほうには色濃くあり、その中でもって被災者救援をしている、住民救済をしているというような町長の考えだと思うんです。やっぱりそれだけではなかなか町民救済にはつながらないと思います。常日ごろの被災者との会話、今回敬老会がありますので、もちろん町長も全部の敬老会に出席して、そういった高齢の方々と話す機会があります。そこではですね、ぜひ、今後の町の復興の形、そして高齢者に対する生活支援、そういった面もできれば話してもらいたと思いますが、何かそういったところで、もう一回繰り返しますが、そういった高齢者に対しての今後も頑張っていましようという言葉以外の対策として何か投げかける言葉が、今考えがありましたらその辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど財政支援的なお話かと思ったのですが、そうではないということなので、今、仮設住宅にお住まいで、大変ご苦労なさっているご高齢者の皆様方には、一日も早く町のほうにお戻りをいただく。そして、そういった施設をしっかりとつくっていくということが大変大きなメッセージになるというふうに思いますので、今回の敬老会の日にもそういったメッセージを私のほうから発信をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） 一番強いメッセージは、早く高台移転を実現させると。戸倉の瓦れき問

題もありますが、とにかく瓦れきがあってもやるんだと、そういった発信を戸倉地区の方は受ければ、やってくれと手を握り合えると思います。しかしながらこの辺もなかなか難しい問題で、その辺も町長発信が一番住民には強い力になると思います。やっぱりできないこともそれに向かうんだと、早期の高台移転、災害公営住宅建設、それも早くやるんだと、頑張るんだと、強い意気込みを住民に見せれば、やっぱり住民の人たちは皆ついてくると思います。やっぱり町長の若いこの力は、私は必要だと思います。高台移転、この間も町長に早まるのかという質問をしましたが、その辺、早まりそうですか。その辺もう一回お聞きします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今後、用地交渉等も踏まえて、取り組んでいかなければならない問題がございます。我々の思いはもちろん、一日も早く復興したいという思いであります。しかしながら、この問題については用地を持っている方々のご理解をいただかなければいけないという問題もございますので、いずれ我々は一生懸命取り組むということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 早期実現に向けて町長には頑張ってくださいと思います。

なかなか横道にそれて、職員雇用枠拡大ということの質問ができなかったのですが、職員雇用枠の拡大、25年度は、初級、上級、実務者10名。そして東京都からの被災地支援ということで職員が5名来るということで、今現実的に多くの自治体の支援と既存の職員の方々が頑張っているわけです。そして、きのうの町長の答弁の中で、12月いっぱいには町が希望するマンパワーは達成されると、人数を確保できるというような話です。そういった中で、今後、被災地に来ている自治体派遣の方、事業が終わるごとに減少していくと思うんですが、それに合わせた職員雇用の計画、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 職員の採用予定ということでございますけれども、震災前241名の職員が現在191名まで減少してございますので、それで本年度8名、来年度10名という採用予定をしています。それから、これから10年間の間に3割強の職員が退職予定でございますので、そういう年齢構成上どうしても次年度以降もそういったこれまでと違った形での職員を採用しなければ、将来の町が維持できないということでございますので、震災前は定員管理で減少減少でまいりましたけれども、これからあと数年間は、そういった増員の方向で行かないと町は維持できないということでございますので、退職年齢とも合わせて計画的に職員

採用をしてみたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君）　ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分　休憩

午前11時15分　開議

○議長（後藤清喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

1番議員の一般質問を続行いたします。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君）　自治体派遣職員の皆様、本当にご苦労さまですと心から頭を下げる次第ではありますが、復興計画の中で10年間というような区切りでもって町のほうから提示されていますが、自治体派遣の職員の方、各部署部署で働いていると思うんですけれども、やっぱり10年間、派遣の方は必要なんでしょうか、町として。その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君）　佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君）　担当していただいている仕事がございます。その需要が終われば、当然その部署についての派遣職員の方々の派遣ということについてはないというふうに思っております。ですから、だんだん派遣職員の方々の人数は減っていくというふうに思います。

○議長（後藤清喜君）　1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君）　一番大変なのが、高台移転の土地取得とか、あといろいろな書類ですね。土地の換地、あと土地の売買、いろいろところで自治体職員の方が多くのマンパワーを持って、知識を持っている方々が速く実務をできるということは、本当に必要なことだと思いますので。しかしながら、地元住民の雇用もしっかりその辺で確保されていくべきだと思いますので、その辺のバランスよろしくお願いします。

あと、今回募集に当たって、総務課長のほうに募集の内容について聞きに行ったわけですが、多くの方が町職員、公務員になりたいということで応募され、今回試験ということになるわけですが、これでもって大体4倍強の方が受けるわけなのですが、それでもって結局試験ですね、それでもって作文と面接で結局は町で欲しい人数を確保するというような形なんです。この町職員として働きたいという方、何とかこの辺、私が言う職員枠の拡大という意味合いで、何とか何名かの方を雇用するというようなことは、なかなか公務員法とかそういった枠の中で難しいのでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君）　総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君）　人数ということではなくて、地方公務員法に決められておりますの

は、人数ではございません。職員として採用する場合には、地方公務員法の法に従って採用試験を行うと、こういった内容でございます。

それから、今どこの町村も同じでございますけれども、南三陸町の住民だけが応募するわけではございませんので、広く全県から参ります。そういうことで南三陸町の方が合格すればそれにこしたことはないのですが、受験は多くの自治体から受験生が来ますので、その辺はご理解いただきたい。ただ、全県統一試験でございますので、1年間に2度違う市町村を受けることはできかねますけれども、そういった公務員試験の場合は、当該町村から採用するというのではなくて、応募は全県あるいは全地区からそういった採用をしなければならないということでございますので、制度的なものだけつけ加えさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 南三陸町は平時と違いますので、町外からの職員になりたいという方も受験はできると。しかしながら、公務員を受ける方の大部分が、意外とその家の家督だったりとか、やっぱり親を見ていかなければいけないという人たちが多いような感じに私は思います。そういったことを考えても、県外云々というよりも、やっぱり町長の采配で、地元で残りたいと、家族を守りたいと、町の再建に貢献したいと、そういった意欲のある方、できれば地元から雇用していただきたいと思っておりますけれども、その辺は無理なんでしょうかということと、今総務課長が言われました。県外からもありますということで。どれぐらいの比率なんでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 県外からこれまでは、私の知り得る限り一般職についてはございませんが、近隣の市町からはこれまでも採用した経過がございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 町外です。町外の方は何人ぐらい比率としてはいるのでしょうか。今回の、来年度の職員採用の、初級でいいです。初級に当たって。いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今、住所地しか記載されてございませんので、例えば高校生あるいは大学生で、南三陸町出身で仙台に住所を置いている方も多数おられますので、そういう意味では南三陸町出身の方がどうかというのを正確に、受験申込書だけでは判断できないのです。ある程度出身学校によってはわかりますけれども、そういう意味で今、ことし受験申し込みをされている方々の何割が町内か町外かということについてはお答えできませんが、そ

ういうことで現在の住所地と出身地が違いますので、なかなか一概にそういった南三陸町の方が何名かと言われますと、この場ではちょっとお答えできかねます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私も風のうわさでこの子が受ける、この子が受けるというような話は聞いています。そういった中でその子供たちを見ると、やっぱり南三陸町の復興に一躍を担いたいと、そういった気持ちの上でやっています。できれば町長の采配で、何回も言いますが、地元の出身者、そして家族を抱えて、この家族のために何とかこの町で生きたいという子、ある程度試験を受けて一線になった場合には、やっぱりそういった町長の采配というものが生きてくるのかなと、そのように思いますので、その辺よろしくをお願いします。

今回の採用の審査に当たっては、審査委員会があるのですかということを経理課長に聞いたならば、そういったものはないと。とりあえず町長以下幹部職員で、その人選、審査を行うというような話を聞きました。私も議員というこうした立場になりまして、職員の皆さんの顔、行政の中にいる人たちの顔を見ます。そうすると、何かおかしいんじゃないかなと。つながりとかそういったものをふと思うときがあります。そういった町民の疑いの目もあります。そういった状況の中で、被災地の町職員の雇用に関しては、多くの町長初め審査をする幹部職員の配慮が私は必要だと思います。今こういった状況の中でなおさら厳正な、平等な審査を行政にはお願いしたいと思います。

こういった話を聞きました。いつのことかわからないんですけども、ある高校生がいました。行政とのつながりや縁故採用と周囲から誤解される思いから採用を断ったと。こういった話を聞きました。やっぱり採用に当たっては、厳正はわかるんですけども、やっぱり行政の中、やっぱりこれは公開しない部分があると思うので、やっぱり町長、副町長、そして経理課長、やっぱりこういった力が私は大きく働くのではないかなと思います。そういったことはないと思いますが、そういった厳正な審査に臨む町長の姿勢、お伺いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 千葉議員、最初は町長の采配で地元の方を雇えと言って、あとは次は厳正など。我々は、職員採用に当たっては、常に厳正にやってございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 厳正にやってないとは言われないので、そのような形だと思います。しかしながら、やっぱり、やっぱり何か私はつながりがあるようなことがあるように思います。今町長が話しましたが、地元の雇用をしてほしいと。それと厳正な審査がどうのこうのとい

うことの食い違いはどこにもないはずですよ。それを笑いながら食い違ふというような形の言い方をすること自体が、やっぱり本当に被災者住民が公務員になりたいと、地元の役場の中で勤めたいというような気持ちが町長には伝わっていないような気がします。はっきり言って4倍の人が町で勤めたいという要望があるんですよ。この人たちの気持ちを酌むためにも、私が最初に言った職員の枠拡大、これが無理だったらば、第三セクター的な事業所を立ち上げて、町の補佐的な面を民間の年間所得の180万前後ぐらいの給与体系で雇用して、町でもってその若い人たちを活用するというような方法もあるのではないかなという提案をしたいのですが、公務員法とか、人員の雇用形態、そういったことを考えてそういったことは無理だと言いますが、今のような第三セクター的に町がバックアップして、誰かを代表に据えて、そういった町の仕事を補佐してもらおうような形、あとは今後決まっている年数の中で公務員試験は受けられるわけなんですけど、そういった中で、やっぱり育成する意味合いでも、町のほうの仕事にかかわってというような方向の形を行政ではとれないのか、その辺、総務課長お願いします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 町職員を雇用対策のために雇うのはございませんので、町の行財政を効率的に運営するために職員を採用するのでございますので、その辺は、趣旨はわからないわけではないのですが、職員とは町の行財政を町民福祉の向上のために仕事をするのが町職員でございますので、そこに多くの職員を採用していただきたいということについては、これは制度上できかねますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたが、職員採用については大もとの地方公務員法で大きな縛りといえますか、制度的に制約されておりますので、それ以外の制度につきましては、私はできかねるのではないかとこのように思っています。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 被災者雇用の面に関しては、まだまだ続く厳しい道のりがあります。復興に向けての。そういった中で、何とか町として、人口流出しないような対策、商工会ですかね。あと漁協、農協、全ての事業所に対して町としてのバックアップ、今しているとは思いますが、それ以上のバックアップを講じて、その雇用を確保できるような形に、できれば町として進めていってほしいと思います。

きょう、ある方が朝早くお見えになりまして、南三陸町の電機製造業、その辺もなかなか厳しい状況にあるぞと。円高の状況と。そして、やっぱり製造業はどうしても外国にというよ

うな形の、大きい企業がそういった方向に向かっている中で、今雇用されている方も、今後もずっと大丈夫かというとか厳しい現実があるような話をしてくれました。そういった今後の町の町民雇用に当たっては、本当に厳しいことがいっぱいあるので、もっともっと町として、そして行政として、もっともっと深くかかわるべきと私は思いますので、その辺、今後も町長に努力のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは通告の2番目に行きたいと思います。

新設公立志津川病院に透析施設をとということです。

現在、志津川、歌津地区での透析患者は150人前後いると言う方もいます。今、南三陸町の被災地においては、生活習慣病による糖尿病患者の増加と進まぬ高台移転により若者の流出があり、高齢化が加速する町となり、透析を必要とする町民人口が増すと予想しています。こうした町の状況に、病院施設に透析部門の完備が求められています。平成27年4月から開業を予定する公立志津川病院に透析治療施設の考えはないのかを町長に伺います。

また、昨日の大瀧議員の質問も透析の部門に触れられていましたが、その中で町の透析患者の数を150人の透析患者数がありますと今回の通告で行政のほうに出したわけなのですが、昨日の行政の40名前後が正しい数字です。ここで訂正します。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、千葉議員の2件目のご質問でございます、新設公立志津川病院に透析施設をについてお答えをさせていただきます。

当町の透析患者数につきましては、今お話ありましたように国保と後期高齢者合わせて40名でございます。震災前と比較しますと微増ということになっております。

現在の透析患者の負担等を考えますと、新病院で透析を行うことが最適であるということは十分に認識をいたしているところでございますが、ご承知のとおり、一番の課題が医師の招聘であります。この問題は、現在の常勤化も含めて、病院運営を継続する上で大きな課題であり、抜本的な解決策が見つからないというのが正直なところでございます。このような状況から、病院建設基本計画策定委員会におきまして、行政として考える当町地域医療のあるべき姿として現在の診療科を堅持したいと申し上げたところであります。

今後も引き続き医師の招聘を図りながら、透析部門の設置についても継続して検討してまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、糖尿病と生活習慣病が透析治療の原因となる側面もございますので、医療と保健の連携を強化し、水際で防ぐ対策をさらに強化をしてまいりたいというふ

うに考えております。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） きのうの大瀧議員の質問の中に、いろいろ透析のことについて町長にお聞きし、また今後の病院の総合計画について質問がありました。

まずこの問題に入る前に、公立志津川病院、この名称をどんなふうに町長は考えているのか。その辺を一番最初に聞きたいと思います。震災前なのですが、何で公立志津川病院、合併しても公立南三陸病院にならないのかと、そういうような議論が震災前、あの流された議場がありました。そういったことを考えると、町長の方向性としてはどうなのかを今聞いておかないと、このまままた同じ状態とか、策定委員会の中で同じがいいのではないかということになると、また同僚の議員のほうから、何で合併したのに南三陸町病院ではないんだという、そういった議論も出てくると思いますので、この辺、町長お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この名称の問題でございますが、これは合併時に、公立南三陸病院にするのか、あるいは従来の公立志津川病院にするのかというのは、当時のお医者さん方といろいろご議論がありまして、東北大学としてこれまで志津川病院に派遣をしておったということがありまして、東北大学としては、志津川病院のほう名称として通りやすいという先生方のご意見もございまして、当時志津川総合病院と、今は志津川病院でございますが、そういう名称にしたという、そのまま継続したということですので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） 町長、一番最初に、今後の名称どうなるかということをお聞きしました。その辺をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今後も公立志津川病院という形の中で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） 果たしてそれ議会のほうで納得できますかね。歌津地区の皆さんの考えはあると思うんですが、なぜこれを言うかということ、合併時の取り決めの中で、南三陸庁舎はこのアリーナ近辺につくるということで、最初は合併の合意を見たと思うんですが、そういった中で、合併の委員会が持たれて、基本的にはその場所並びに建設もしなかったという

経緯があります。そういった中の町の進め方、それが今大きな問題となって私は発生しているんだと思います。あのとき歌津議会で議論された、中央に庁舎を建てると、そういった方向になっていけば、町職員の24人の殉職も私はなかったと思います。そういった町長の議会全体が納得できない方向性とか、合併に当たっても右左と動く考えが、やっぱり今回のこういった大災害になった原因とも思います。できれば南三陸病院、そのように私は変えてほしいと思いますが、その辺はやっぱり無理なのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 志津川病院という名称にしたのは、先ほどお話したような経緯です。東北大学との絡みもございましたので。これから新設になって、ある意味、例えばぜひともそれでなければだめだということでは私もないと思います。

いずれ、ある意味公募をすとか、方法とすればあると思います。前のように大学病院のほうで志津川でなければだめだという話にはならないというふうに思いますので、その辺は柔軟に考えたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 南三陸町は、今回被災して、全国的にも有名な名称となりました。この間、病院の事務長のところにも行って聞いたのですが、方法としては公募というような形もあると。そしてまた今町長のほうから公募というような話が出ましたが、何で公募なんでしょうか。南三陸町、南三陸病院、こんな世間に通じる病院名はないと思います。できれば南三陸病院というような方向で、公募は私はやめたほうが良いと思います。何でかという、合併時の話もしましたが、とりあえずいろいろな話が出た中で南三陸町という名称が多くの見識者のもとで決まったわけです。そのときは、もうすばらしい名称だということで、今町が抱えている町の名称となりました。これを何で公募で選択しなければいけないのかと。これはやっぱり南三陸病院にしたほうが、志津川の議員さんたちも、歌津の議員さんたちも納得すると思うのですが、何でそれではだめなんでしょうか。もう一回お聞きします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） だめだということではなくて、町民皆さんに広くご意見をお伺いするというのも一つの手段だろうと。千葉議員のお考えはお考えとしてお受けさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） それでは透析ということについて町長に質問します。

平成27年4月、公立志津川病院が開業を予定して、この東区に建設予定をしています。地域住民医療の充実は、町にとって欠かせない事業であり、現在建設に向けた設計や設備、予算化の見積もりなどがされています。

南三陸町においては、透析は志津川、歌津地区を含め40名いると聞きます。被災前は公立病院の透析部門が財政的、経済面から閉設となりました。近隣の病院で透析医療を余儀なくされた住民の皆様がいます。多くの苦悩の状況の中で、南三陸クリニックでの透析治療が始まりました。高橋先生には本当に感謝いたします。機材は公立志津川病院のものを無償でお受けいただき、患者の皆さんの苦痛を和らげていただいた経過があります。

そして今、今回の東日本大震災が起きました。現在透析されている患者さんは、登米市、気仙沼、塩竈の病院に週3回通院し透析を行っています。こういった状況の打開策としては、やっぱり新設される公立志津川病院に透析部門の設置は欠かせないと思います。

この間、病院の事務長のほうに聞きました。予算化のことも含めて、機器の会社に予算の打診をしたほうです。12床ということで。12床という数は、公立志津川病院で持っていた病床の数のように聞きました。この予算に関しては、大体3,000万。大体1基300万というような数字のようにも聞きました。

そして、今宮崎先生のところにも多くの患者さんがお世話になっています。宮崎先生というのは、志津川病院でお医者様をされて、南方で開業されている方です。そして今、南方の透析施設に南三陸町仮設から、そして南方の仮設から多くの人たちが宮崎先生のところでお世話になっています。そういった中で、遠くは1時間半をかけて宮崎先生のところへ透析に行っています。こういった状況の中で、宮崎先生のところでは送迎バスを出していて、その送迎バスがこのアリーナ前に来て、そこから患者さんに乗っけて行って、1時間半かけて病院について、そして順番があって待っていて透析を受けて、そして送迎された患者さんが全て終わってからまた1時間半という時間をかけてくると。南三陸町の患者さんだけではないように聞きました。だから、遠くまで患者さんを、宮崎先生の患者さんを送迎していると。そういった状況でなかなか患者さんは苦痛と言っていました。こういった送迎バス、町のほうで単独で出すような考えはないのか。その辺お聞きします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 透析の方につきましては、移送についての助成はしております。ですから、相当の車を出した分には車代の助成を既に行っているという状況でございますので、バスを出すまでは今のところ考えていないというようなことでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 保健福祉課長のところにもこの間行ったのですが、移送のそういった患者さんの補助、ちょっとその辺、私聞き逃したのかもしれませんが。しかしながら1時間半。遠い方ですと大体1時間半なのですが、南方に暮らしている方は、近いのでそれもいいのですが、なかなかこの患者さんの苦痛というのは、当人じゃないとわからない苦痛があります。それは、送迎バスの途中で体調を壊して、すぐ病院にまた戻ってその異常の治療をしなければいけないという現実がやっぱりあります。そして、皆が皆、送迎バスを活用しているわけではないような話も聞いています。そういった面からも、27年、間違いなく4月に始まるかどうかともわからないのですが、それまでに南三陸町、地元ぜひ透析部門、こういった観点からも私は必要だと思います。

あと医師の招聘、看護師の招聘、なかなか難しいというような形の話は、被災前からずっと町長の口から聞いていました。なかなかその辺解決できないのが、今の南三陸町における病院事情だと思います。個人開業医さんが、被災されて全てが流され、そして新たに開業された方がいる中で、やっぱり透析部門の開業というのは、なかなか被災地においては難しいというような現状もあります。そういった中で、先生の確保がやっぱり求められているのがきのうの大瀧議員の話でもありました。

そして、きのうの大瀧議員の説明の中で、臨床工学士という方が透析部門と深くかかわる現実があると。そういった状況で事務長からも聞いたのですが、今の志津川病院の体制は、今おられる先生方は目いっぱい状況で働いていて、医療資格をお持ちの先生であれば透析部門にも参加できると。治療ができると。そういったことがあると聞きました。歯医者先生でも大丈夫なんですよというようなアドバイスも受けましたが、なかなか今の病院の先生では厳しいと。状況では厳しいと。そういう中で、これ以上の負担を先生方にはなかなか難しいと。だから、今町長が大学病院とかいろいろな機関にそういった要望を出しているが、なかなか来ないと。これがずっと私が議員となってから3年間、この話をずっと議論しているのですが、なかなかその辺、今まで対策をとってきた形のほかに、やっぱり医師確保のために育成資金みたいな形も事業として始まったわけですが、なかなかそれも10年ぐらいかかると。そして、町長の対策、取り組みとして、今の対策を講じている、それ以上の対策というのはなかなかないものではないでしょうか。その辺、町長お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、当町とすれば大学病院ということですが、ご案内のとおり、

医師の充足率につきましては、東北は全国でも最低ランクの状況でございます。そういった意味において自治体病院、大変厳しいかなと。これ医科大学の問題もでございます。大学の問題もでございます。この間、宮城県町村会、それから宮城県市長会のほうで、多分ご承知だと思いますが、新設の医科大学の要望書、これを全会一致で要望書ということで国のほうに出してございます。いわゆるこれまで既存の大学が定員増という形の中で、なかなかそれでは地方自治体病院のお医者さんの確保は難しいだろうと。そういうことで、新しく医科大学を新設して、そして、新しいお医者さんを、いわゆる完全にすみ分けをしましょうと。大学病院は研究を含めてやらなければいけない。しかしながら新しい大学については、地域で臨床を中心にしてやると、そういう医学生を育てようと。そういうことでのお話がございまして、先ほど言いましたようにそういった町村会、市長会を含めて要望書というのを国のほうに提出をしている状況でございます。

これまでも東北大学だけではなくて、もちろん自治医もそうですし、それから、中央の病院も含めてそうです。ネットもそうです。そういった我々として考えられることについては全て行って来たと思っておりますが、いずれある意味、ただ一つ幸いなのは、今回の大震災で、南三陸に支援をしたいというお医者さん方、これまでずっと1年半ご支援をいただいている部分がございます。そういった意味において、引き合いも若干あるというふうに聞いておりますので、そういった方々を含めて医師の招聘という、あるいはそういった方々においでをいただく努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 先ほどの話の中で、歯医者さんもできるというような話をしたときに、事務長さんが首をかしげたので、これは訂正したほうがいいのかと思います。

町長の話、今県内に医科大ですか、そういった新設ということで県のほうも動いていると。ただ、それを待っていたのでは、なかなか医師の確保は難しいと。そして、この間、気仙沼の県会議員の方が復興大臣のほうに被災地の医師の確保、あと医療の環境支援ということで陳情に行った旨の話を聞きました。復興大臣がそれに対して、東北大学との連携、とにかく資金面でもでき得る限りの支援はしたいと。やっぱり被災地であるがゆえの今支援をいただけるのかなと。それを政府のほうに活動をして何とか確保にと、今だからできることだと思います。やっぱり自治体は宮城県にたくさんありますが、被災地だからこそその要望が通れる、お医者さんが来てくれる環境に今あると思います。被災地だからです。

そういった環境の中で、今町長発信をできればお願いしたいのは、本吉病院です。被災して、

今までそこで勤務された先生方は被災と同時に本吉病院から去っていった旨の話をテレビ報道か何かで聞きました。その後、被災地支援ということで山形の先生が1人、常駐でもって本吉病院の診療を続けました。その後、こういった本吉病院の活動に賛同した先生が、気仙沼本吉出身のような話も聞きましたが、その先生が、私もこの山形の先生と同じ考えでぜひ本吉、地元に貢献したいと。それは被災地だったからできることだと思うんです。そういった活動も町長発信、行政発信で、あらゆる手段を講じて私はやっていくべきだと思います。そうしたら被災地がゆえに、被災後に多くの医師の先生方が来ました。そういった中で、そのつながりを何とか行政で持てなかったのかなと、私は思います。多くの医療団体が来ました。そういった中で、そういった先生の確保、働きかけを町長はしたのでしょうか。その辺、お聞きします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災後、我々としていろいろ全国のお医者さん方からご支援をいただきました。今、本吉病院のお話出ましたけれども、うちの病院も、トータルとすると100人近いお医者さんがおいでをいただいて、1週間とか3カ月とか半年とか、そういうスタンスで来ていただいております。現在もおいでをいただいておりますし。我々とすれば、継続してお勤めいただくという方々が大事でございますので、そういうことを含めてこれからもそういった医師の招聘については取り組んでいくということでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 先ほどから私が言っているのは、そういった短期の支援ではなくて、もちろん常駐のお医者さんを探すことが根本にあります。

この間も病院のほうの事務長さんに話をしたらば、支援のお医者さんはたくさんいると。しかしながら、自分が今勤めている病院の休みのとき、土曜日とか日曜日とか、そういったときの支援というような形で、それは今後病院新設に当たっては、そういった先生方の支援も必要ですが、やっぱり常駐の先生方の確保が、私は一番だと思います。そういった対策として、一つの提案として、やっぱり全国に呼びかけ、その環境の構築に私はあると思います。病院の施設が建ちました。しかしながら、この被災地の環境は、住む場所もなく、暮らすところもないのが現実であります。そういった今の状況の打開策として、病院に隣接する先生方、看護師の皆さんの宿舎を建設する考え、そういった形は町長にはないでしょうか。その辺、お伺いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） お医者さんの招聘につきましては、今お話ありましたが、我々もそういった手だてを講じてございますので、そういった具体的な動きというものは実はございます。ただ、今この場所でお話できないという部分もございますが、いずれそういうふうな動きの中で、何とかお医者さんの確保をしないと、いわゆる今常勤の方々、志津川病院として内科2人、外科2人、それから整形1人という状況の中で2つの病院、診療所と病院を抱えておられるわけでございますので、そういった方々のご負担、これをとにかく一日でも早く解消したいというのが我々の思いでございます。そういう思いで今招聘に取り組んでおるといことです。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 招聘に関しては、あらゆる手を講じてほしいと思います。そして、南三陸クリニックの高橋先生、震災後、自分も病院も全て流されながら、被災後に当町を訪れて、病院事務長さんと保健福祉課長のほうと何か話を持たれたそうです。しかしながら、なかなか南三陸町に戻っての透析の治療は難しいと、そういう話をいただいたそうです。高橋先生も、今塩竈の友達の病院の透析部門を手伝っているような話も聞きました。そういった中で、高橋先生が今勤務をなされている病院で今後もずっとということはないと私は思います。先生の医師資格、それを有効活用するためにも、やっぱり今後もコンタクトをとりながら、やっぱり先生にそういった環境をつくって町に透析できる環境をつくってもらって、先生にまた再度南三陸町においでいただける、そういった取り組みは町長も今後も考えておられるでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その話は、震災後に塩竈のほうに行って、高橋先生と随分話をさせていただきました。先生も大変ご高齢でございます。そういう意味もありまして、残念ながら、南三陸にまた戻って治療をするということについては、残念ながらないと。我々もせっかくだから、ご縁を持ちましたので、うちのほうで何とかやっていただけないかというお話をしましたが、残念ながら先生はそういう意向だということですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 被災前長い間透析が閉設になった後、透析患者の方、大体54人ぐらい高橋先生のところでお世話になり、本当に感謝でいっぱいという言葉をよく聞きました。そういった中で町長が高橋先生をお会いし、話をして、なかなか私的にも難しいと、そういった

現実の話、今初めて聞きました。町長もそういった震災後のあの厳しい中でそういった医師招聘、確保の活動をしてくれた。本当にありがとうございます。ご苦労さまでした。

昨日の大瀧議員の話の中で、被災後、透析患者はヘリでもって遠く何軒かに搬送されたと。やっぱり透析の現実というのは厳しいもので、なかなかその病院が志津川にないと、設備がないということは、今後も生活不活発病が大問題になってきて、仮設に閉じこもり、申しわけないですけども、食べて暮らして寝て、そういった形が生活習慣病になっていくのだろうと私は思います。私も透析患者予備軍というような形の立場であり、透析の皆さんの苦悩を聞くと、それについていけるのかなというぐらいその現実の厳しさを感じております。そういった面からも、町としては、本当にこの今の患者さんのこの苦痛、苦悩を、ぜひ理解いただき、何とか町長にはその辺を実現に向けて全国に発信していただきたいと思います。

透析については、宮城県内で県腎会に登録されている方が4,800人いるそうです。それは、県腎会に関しては会費を納めていないとその会には入れないということで、これが全部透析患者ではないということを調査の中で知りました。今透析患者の現実としては、大体年間300人発症しているそうです。その中の200人の方が死亡しています。そして、100人ずつが毎年増加していると、こういった現状に今透析患者の状況はあります。そういったことを考えても、被災地における今の苦しい環境の中で、透析患者の増加、そして人口流出による高齢化による人口透析患者の増が考えられます。こういった人口動態の状態。町長はどんなふうにご対策、高齢化でもって透析患者がふえていくと予想されるこの対策、どのように感じていらっしゃいますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども一番最初に言いましたけど、生活習慣病、そういうものを含めて予防に努めていくということが透析への道を何とか遠ざけるということになると思いますので、これは保健福祉課を含めて対策を講じていく必要があるというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 一般質問の途中ですけども、ここで昼食のための休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番議員の一般質問を続行いたします。1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） 最近、透析患者になられた方の声を聞いていただきたいと思います。

今回の大震災で被災し、関東のほうに避難した方がおります。被災後に透析が必要となったものの、当時かかった関東の病院のほうでも被災地の透析の状況はわかるわけもなく、紹介状ももらえなかったと話しておりました。自分で人工透析施設を探し、現在、近隣の病院に1時間半をかけて月3回の透析を受けています。南三陸町に透析施設があったらどんなに楽になるのかと話しておりました。こういった患者さん、現在、そしてこれからもふえていくと思います。

そういった問題の中で、策定委員会の最終的には決定、今2回目で今月3回目ということがあります。策定委員会の結果次第で町長の病院の計画、設備等にしてもはっきりしてくるといふような最初の答弁でした。そういった中で、今透析患者が求めている病床は20床であります。それはなぜかという、この患者さんの数に対して20床は必要ということだからです。透析施設は、採算性も病院経営の中ではいいというようにきのうの大瀧議員の質問の中でわかりました。こういったところから透析部門を、すぐ開業し、やるやれないにかかわらず、施設の設置はしておくべきと思うのですが、町長、この辺はいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にはきのうも大瀧議員にお話ししましたように、新しい病院の課題ということで、透析の問題ということについては院長先生のほうに私のほうから申し述べてございますので、病室がどうのこうのというよりも、基本的に病院の先生方そのものが透析の治療が必要だという認識は共通理解はいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） 今の状況の中で、町長は明言はできない、避けていると、そういった判断でよろしいでしょうか。

あと、人工透析に関しては、シャントという医療処置が必要と聞きました。透析をするに当たって、体に透析の管を通すための器具を体につける治療だそうです。それに関しては、手術のできる施設がない限りこの治療はできなく、宮崎先生のところでも、透析している病院に関しても、病院が併設されていないとこの治療ができないというような、処置ができないというような話を聞きました。そういった透析事情の中で、やっぱり内科、外科、その辺が完備されている病院の中に透析施設があるべきと私は思います。志津川に透析部門がなくなってから、町内のある方が近隣の町に透析に行き、その帰りに病状が急変して亡くなりました。

た。まだ50歳ばかり、これからの人間でした。今後、被災地の透析事情に関しては、こういった事例も出てくる可能性を秘めています。こういったことがないように対策を講じていくためにも、公立志津川病院に透析部門の設置を強く願うものであります。

なかなかこの辺も、今何回もお願いということで町長に差し上げましたが、今後の病院の計画の中でとりあえずその方向も、策定委員会の委員長さん、東北大学病院の先生と、あと関係の人たちと相談するというのですが、ぜひ透析患者の身になり、ぜひこの辺は併設お願いしたいと思います。

あと志津川、歌津の腎の会の透析をなされている方々がいますが、この方たちとの町長は意見交換、懇談、そういった計画というのはしていないのでしょうか。ぜひ、してもらいたいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には現在そういった意見交換会というのは開催いたしてございません。過去については、そういった意見交換会は頻繁にやりました。ただ、高橋先生が開業しましてから、ある意味医療環境が整ったということもございまして、そちらの患者さんからも私のほうに意見交換というよりも、よく誘致をしていただいたというお話はよくいただきましたけれども、震災後、そういった意見交換会の場はないということですが、いずれ事務長のほうから補足的に説明させます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 透析の必要性は、町長ともお互いに理解はしておりまして、その辺については今後、町長が申したとおりました努力していかなければいけないのかなというふうには思っております。

先ほど千葉議員から出ましたとおり、手術が必要です。シャントは必ずつくらないといけないので、それと何年かするとシャントが詰まったりとかするので、それはまた交換という内容になります。シャントというのは、血液を抜いたり出したりするためのバイパスをつくるという内容なので、それは外科の先生ではなくても、前は高橋先生が自分でうちの病院に来て、病院の中の手術室を使ってシャントを造設していたという内容です。だから、透析をやる先生であれば、シャントの造設手術はできるものというふうに思います。

そういうことで、ある程度千葉議員にもちょっとお話ししましたがけれども、医師であると、医師の資格があれば誰でも透析も診れるのですけれども、ただ、先ほど千葉議員も言うように、途中でぐあい悪くしたりしたときの処置というのは、やっぱり専門的にそれをやってい

る先生でないとなかなか難しいかと思えます。町長も答弁でいたしたとおり、今、例えば誰かの先生に頼んでも、その先生がいなくなったときに次の代替えの先生が来れるか、代替えの先生ができるかという対策をとっていかないと、前に公立志津川病院でやったように透析の先生がいなくなると、次にではまたその患者さんに移していかなければいけないとかという問題が出るので、これはそういう長いスパンを考えながら透析のドクターをやっぴりきちっと手当てしていく必要があるのかなというふうには考えております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 事務長の話というのは、病院のほうでも何回か聞いたのですが、気仙沼病院の透析部門に当たっても、泌尿器科の先生が当たられて、その先生が急におやめになり、今外科の先生が当たっていると。なかなかやっぱりその透析部門の先生がいなくなった後の問題というのは、事務長からもしかりその辺は私も聞いています。だからやっぱり透析部門とは言うものの、開設に当たっては大変なんだと思います。しかしながら、南三陸町には多くの患者さんがいます。ぜひその面、解決できるような行政の取り組みをお願いしたいと思います。

あと、このまま行政のほうでどうなるかわかりませんが、透析部門に関しては。透析を受けている患者の方が苦しみの苦境からどうしても脱したいということで、陳情、請願そういった活動はしていきたいと、議員の皆さんにもぜひ協力をお願いしながら、新しく新設された志津川病院にもぜひ透析部門をとということもありますので、今後もこの透析部門の開設に当たっては、議員一人の活動として今後も続けていきたいと思えます。よろしく行政のほうお願いいたします。

あと、今回9月定例議会からネットのほうが入ったということで、パソコンを持っている方、また庁舎の中の待合室とか受付のほうにいる方のところで放映されています。やっぱりその透析患者さんの苦痛の大変さを町民みんなで共有できればと思えます。

あと、今回ネットを使ったということで、私のほうから一言、ネットを使って皆さんにお伝えしたいと思います。

今回の9月定例議会からインターネット配信がされています。見ておられる医療関係、先生方にぜひ南三陸町の医療、救済、支援に、招聘に応じてくださいますようお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で、千葉伸孝君の一般質問を終わります。

通告5番、山内昇一君。質問件名1、高台移転に再生可能エネルギー導入支援で早期実現と

活性化の創造を。2、新しい歴史のスタートで集落に新名称と行政区割の再編は。以上2件について、一問一答方式による山内昇一君の登壇、発言を許します。5番山内昇一君。

〔5番 山内昇一君 登壇〕

○5番（山内昇一君） 通告5番、山内昇一。議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をいたします。

質問方式は一問一答方式で、質問の相手は町長です。

質問事項。高台移転に再生可能エネルギー導入支援で早期実現と活性化の創造を。

質問の要旨。高台移転の全町に住宅の早期着工を促進させ、再生可能エネルギー導入でさらに安全・安心な復興社会を構築するため、以下についてお伺いします。

1、本町の高台移転の特色は。2、町民の早期着工を推進させる方策は。3、再生可能エネルギーなどの導入を考えているか。4、本町の実証実施のバイオマスエネルギー導入は、若者雇用につながり定住化対策につながるが、この導入予定の考えはどうかです。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、山内昇一議員のご質問、高台移転に再生可能エネルギー導入支援で早期実現と活性化の創造をについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目のご質問、本町の高台移転の特色についてであります。ご承知のとおり、本町は津波により住まいを初め役場、病院等の公共施設が甚大な被害を受けておまして、複数の事業を組み合わせ高台移転を進めております。まず、防災集団移転促進事業による住宅地の移転、次に、災害公営住宅による住宅の供給、そして、津波復興拠点整備事業による住宅地及び公共施設用地の確保などを組み合わせ、安全・安心な町の復旧を目指し、各事業を推進しているところであります。

また、住宅高台移転の中心的な事業であります防災集団移転事業におきましては、意向調査の結果を各地域ごとに集計し、各地域の行政区長さん、契約会長さん等にお示しをいたしまして、今後の合意形成の進め方などについてご相談を申し上げており、地域と行政が一体となって情報提供や意見交換の場を設け、きめ細かな対応を心がけていることが大きな特徴であると考えております。

次に、ご質問の第2点目、町民の早期着工を推進させる方策についてお答えをいたします。

高台移転後の住宅着工には、まず住宅団地及び取りつけ道路等の用地不足に地権者の皆様のご承諾をいただくことが早期着手の鍵となっております。現在、各団地において協力依頼を

進めております。また、あわせて防災集団移転促進事業の事業計画を鋭意作成いたしております。国土交通省の事前協議を9月までに全体20地区のうち17地区完了、残る3地区についても引き続き協議を行います。よって、この秋には同事業を計画している全地区について具体化のめどが立つ見込みとなっております。

続きまして3点目のご質問、再生可能エネルギー等導入を考えているかについてお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、太陽光や風力、水力などによるエネルギーは、石油や石炭などの化石燃料のように限りあるエネルギー資源に対して、一度利用しても比較的短時間で再生することが可能であり、枯渇する心配が少ないことから、再生可能エネルギーと呼ばれておりますが、特に東日本大震災の発災以降の電力不足をきっかけに、国を初め全国各地の自治体においてその導入が図られてきているところであります。

当町におきましては、震災後の停電やガソリン不足などエネルギー供給が断絶し、大変不自由な中、避難生活を送った経験を踏まえ、震災復興計画においてエコタウンへの挑戦を掲げ、自然エネルギーによる熱供給など、暮らしの利便性や省エネルギーを兼ね備えた住空間の形成を目指しているほか、復興住宅や公共施設での太陽光や木質バイオマスなどを利用した電力や熱源の供給など、地域内でのエネルギー自給を目指しているところであります。

今年度におきましては、現在、総務省の緑の分権改革、被災地復興モデル実証調査事業による木質バイオマス利活用に係る実証調査において、未利用の林地残材等を活用したペレット燃料化に関する検討を行っているほか、国土交通省の震災復興官民連携支援事業による再生可能エネルギー利活用による官民連携手法の検討調査において、太陽光や風力、木質バイオマス等の再生可能エネルギー利活用事業の当町における事業性や経済性あるいは民間活用を含めた実施体制等について検討をすることといたしております。また、今後整備する公共施設や災害公営住宅等における太陽光発電設備等の導入にも積極的に取り組んでまいりますとともに、高台移転に伴う個人住宅の整備に係る太陽光発電システムの普及も図ってまいりたいと考えております。そうしたことから、このたび個人住宅における太陽光発電システムの導入を推進するため、その導入費の一部を補助する制度を創設し、必要経費を本議会提案の補正予算に計上いたしているところであります。

続きまして、4点目のご質問、本町の実証実施のバイオエネルギー導入は、若者雇用につながり、定住化対策にもなるが、導入の予定はについてお答えをさせていただきますが、先ほども申し上げましたとおり、現在町内におきまして、木質バイオマスエネルギーの地産地消

を目指しました木質バイオマスエネルギーに係る実証調査事業を実施いたしております。本事業では、現在、使用されていない林地残材等をペレット燃料化して園芸ハウスにおけるボイラーで使用し、重油等との経済性比較等を行うほか、家庭におけるペレットストーブのモニター調査を実施するなど、今後の当町において木質バイオマスエネルギーを事業として行っていく上での実施可能性等について検証することといたしております。

議員ご推察のとおり、ペレット燃料化の過程では、林地残材の収集やペレット製造、運搬等の作業におきまして雇用の発生が期待をされるところでありまして、本事業におきましても受託事業者が町内にペレット製造機を設置し、ペレット製造に係る作業員を数名雇用する計画でございます。

また、本実証調査の実施に当たり、森林組合や町内の製材業者等木質バイオマスエネルギーを供給する側と農協、漁協等のエネルギーを需要する側が参画した木質バイオマスエネルギー利活用推進協議会を立ち上げております。町としましても、本協議会にて行われる木質バイオマスエネルギー事業の採算性や経済性、実施体制等の検討状況を踏まえつつ、エネルギーの地産地消をする観点から、その利活用に向けて一層の取り組みの推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ただいま町長よりご答弁をいただきました。

第1番目の本町の高台移転の特色ということでございますが、私がいろいろ考えていた以上に、町としてそういうことを考えているようですが、一応大震災後のこの町の特色ということで、私も今後の町の成り行きといったことでお話ししたいと思えます。

沿岸部からの高台移転ということで、集落が整備されるということで、仮設住宅からたくさんの方が、大勢の方が永住の地に移ることになるわけです。そのために集落には、もちろん先ほどお話ししましたように、集会所やコミュニティーの公園施設などのいわゆる基本的な施設、ライフライン、そういったハード面は基本的な施設整備でございます。しかし、町民の誇りとか生きがいとか希望が見出せなければ、復興にはつながりません。そういったソフト面ということも大事であると思えますが、まだ数年、高台移転が完了するには時間がかかると思いますが、高台移転が完了するまでといっても、始まってしまうと時間がたつのは早いものでございますので、今のうちから高台移転の自立支援者に対して、いわゆる町としてそういったソフト面の自立を促す支援といったことも考えてもらいたいと思えます。

また、1年半となる壊滅的な大震災については、ある方には時間がとまったままの町民の声

もあると言われております。しかし、脱却を図るには、やはり時間がかかりますが、それ以上にすばらしいあしたの将来への願望といたしますか、そういった生きるための希望といったものが、若年層を引きとめるのに、この町で暮らすのには非常に大切だと思います。気持ちや意気込みも出てこの町に戻ってきて、人口もふえ、そういったやる気とか元気の出るようなまちづくりがなされるのではないかと思います。

そこで地域の特色というものが出てくるとは思います、まだ歴史もない、あるいは第一歩を踏み出すだけのことで、これからそういった特色をつくり上げて、そして育てていかなければならないと思います。

私は、まだ伝統も文化もない新しい地で、そこで今まで培った町民の皆様の力を信じて、新しい高台移転の達成を願うものでございます。

こういった町長答弁とちょっと少し違う点もあると思いますが、そういったことでもしお話があればお願いしたいと思います。

それから、第2番目の町民の早期着工を推進させる方策の中では、町の仮設住宅生活者が登米、栗原、そのほか各市町で厳しい生活を強いられているわけでございます。高台移転の早期実現のためには、町独自の資金面での支援と前回の臨時議会でもお話ありましたが、そういったことが一番重要になってきます。

また、町民が実際高台に建築する場合に、何もわからないといった中で不安材料が多いわけございまして、いわゆるアドバイザー的な支援もあれば、きめ細やかな支援体制が受けられ、その窓口で不安や疑問点も解消するのではないかと。町民も安心できるのではないかと思います。そういった窓口づくり、そういったことを今後どうしていただけるのか、そういったことを考えております。それには課題として、建築ラッシュが続きますと、いわゆる業者間での価格の高騰が予測されます。そういった中で、予算オーバーになるような方もおられると思いますし、また業者の受注が競争されて、生コンなどのいわゆる資材なども報道によりますと不足といったことで工事期間もかなりおくれるといったふぐあいも出てきます。また、消費税アップの話もちらほら出ておりますが、こういったことがいわゆる建築ピークと重なった場合、建築費が結果的に高くなりはしないかと、そういったことも危惧されます。また、町民のほうから言えば、いわゆる二重ローンといった問題を抱えている方もおられると思いますし、そういった資金面の不足のほうも問題があるということで、これらの問題解決に町としてどのように取り組んでいただけるのか、アドバイスをしていただけるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

さらに、再生可能エネルギーのことをお話しいただきました。

○議長（後藤清喜君） 5番、済みませんけれども、再質問の場合は、一つずつやっていったほうが皆さんも聞きやすいし、質問しやすいのではないかと思いますけれども、どうですか。

○5番（山内昇一君） ではそのようにお願いします。

○議長（後藤清喜君） それでは、1番、2番と答弁をもらいます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは答弁させていただきます。

高台移転につきましては、今現在、町として20地区28団地を予定してございまして、今お話がありましたように、早い時期にいかに町民の皆さんをこちらにお迎えできるかということについて、再三お話をいたしておりますように、我々としてもしっかりと努力をしまいたいというふうに考えてございます。

それから、どうしても被災をされまして、新しく自宅再建あるいは公営住宅にお入りになるにしても、大変なお金の負担、財政的な負担がかかるわけでございますので、前から議員の皆さん方からもいろいろご指摘をいただいていた町独自の支援等につきましても、町としての一定程度の、十分とは言えませんが、一定程度のご支援をさせていただいて、少しでも復興の道が開けるように、我々としても後押しをしまいたいというふうに考えてございます。

それから、今お話ありました資材、そうですね、そのとおりでございます。今現在もそうなんです、資材、それから人件費等が高騰してまいりまして、大変工事費が予定よりも大きくなっていると、そういう現状もございまして。しかしながら、そういったのが足を引っ張っていくことが、現実として今、少々出てきているということも我々認識をいたしております。それから、あわせて今ご指摘のありました消費税の問題等につきましても、前に安住大臣おいでになった際にもお話をさせていただきましたが、消費税の問題、ちょうど住宅再建がいよいよ緒につくという時期に消費税のアップということにつながってくるわけでございますので、その辺の消費税の対応ということについてもお話をさせていただきましたが、税率そのものを被災地でというのはちょっと無理でございますが、この間、某県会議員の方々おいでになった際に、その際にもお話をさせていただいたのですが、そういう税率ということではなくて、お支払いは一定程度していただいて、それ以外の分野で現金でお戻しをすることか、そういう制度設計をすれば何とか可能なのかなというふうなお話もちょうどいただいたところでございますので、いずれそういった復興に向けて足かせになるようなそういうことについては、一つずつでも取り除きながら、町民の皆さんの復興に向けての姿そのものを、我々

としもしっかりと支援をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ありがとうございます。

消費税の問題は、町単位でなかなか解決できるものではございませんが、たまたまそういう問題が国で取り上げられてきますと、国民全体にきいてくるものでございます。消費税のタイミングと申しますか、時期がちょうどそういったことにならないことを願うものでございますが、消費税が1%アップしても工事費、大型の建築費の資材に全てかかってくると総額で大変な額になるわけでございます。そういったことで、できるだけ被災者と申しますか、高台移転の方々の足かせにならないようなことを町としても国のほうに要望できればと思います。

それでは、3つ目、再生可能エネルギーの導入ということで、先ほども詳しくお話しいただきましたが、私も今回、太陽光そういったことのいわゆる再生可能エネルギーのことをちょっと調べたのですが、町長おっしゃるとおり、太陽光、水力、風力、地熱とかバイオマスなどの多数の開発がされているわけです。

今回、国策の一つと数えられております、宮城県でも復興の力として知事がクリーンエネルギー導入促進を図るということで、本町では震災後、ソーラー街灯、そういったことの支援を受けまして、当時は夜間真っ暗闇だったのが明るく照らされて、今でもさんさん商店街に設置されて機能を果たしているわけでございます。ソーラー発電システムは、初期設備投資が高いのですが、ランニングコストは少なく、10年から20年と耐用年数も長いということで、使いやすいと申しますか、そういったことで当時は町内の避難所とか、あるいは役場の仮庁舎にも置かれて、長い間使用されて役立ったわけでございます。

今後、再生可能エネルギーが、エコで公害の少ないクリーンエネルギーとして脱原発あるいは化石燃料の代替エネルギーとしてCO₂の削減、環境に負荷をかけないことが地球の温暖化防止にも役立つというメリットを生かして、今後、世界のエネルギーの主流となるものと言われているようです。

それで、ことしの7月から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートしたことでございます。エネルギー資源の少ない日本では、わずか4%の自給率しかないということで、自然の力を利用してエネルギーを活用した技術、特に発電、それは一般的に使われておりますが、電気業者が買い取って、その費用を国民の消費者が電気代の一部として負担するそうです。家庭用のソーラーパネルは、余剰電力の買い取り分は電力会社が買い取って、

その分の費用は再生エネルギー賦課金として料金に上乗せしているというので、我々も料金で取られる形です。それで、その発電システムのない一般の方は、賦課金を料金で支払い続けるといった形になって、再生可能エネルギーの電力をふやす目的で国全体のエネルギー補償になって、社会全体の利益として社会全体で分かち合うと言われております。

それは確かにいい制度だとは思いますが、一般家庭の最近建築されたものを見ますと、家の屋根の上には必ずといっていいほどソーラーパネルが取り付けられ、電力の消費から今や売電といいますか、電気を売るといった家庭もふえてきているようです。電力の自給自足、先ほど町長もお話ししましたように、そういったことが来ている、そういう時代になってきているようです。さらに大型のメガソーラーというのも登米市等に設置されるし、全国でもそういったものがかなり多くなってきております。病院とか役場が今後建築されるわけですが、そういった中では、ぜひ本町でそういったものを建築時には取り付けるようにして、そうすることによって震災などの非常時には役立つものと思います。何よりも常に電力の地産地消になるわけでございますので、このことについて町の考えは先ほどお聞きしましたが、もう一度取り付け、あるいは今後の方針等についてお話があればお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話ししましたように、町の取り組みとしては、これから災害公営住宅等ができます。それから、公共施設もこれから少しずつ復活をしてまいります。そういった際には再生可能エネルギー、そういった施設を取りつけながら進めてまいりたいというふうに思っております。

特に我々、この震災で、電気のありがたさ、それから水のありがたさ、情報のありがたさ、こういうものを大変痛感したわけでございます。その中で重要な部分は今お話しにありますように、電気の部分につきましては、何とか我々の力で、自助で、幾らかでも可能な部分があるというふうに思っておりますので、それはしっかりと我々としても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ただ、再生可能エネルギー、太陽光等含めてそうなんです、イニシャルコストがちょっと高いということがございます。それから、蓄電機能を持たないとちょっと無駄になってしまう。蓄電器そのものも高いということもございまして、普及することによってそういったイニシャルコストが少しでも下がっていけばというふうに思っております。それから、再生エネルギーのもう一つの問題は、安定性に欠けるという部分でございますが、それはある意味、技術革新をしていく中であって克服できる部分だろうというふうに思います。

そういう分野をこれからの日本の一つの方向性として再生可能エネルギーへの挑戦をしているわけですので、我々もこれから新しく町をつくり上げていくわけですので、そういう歩みを一つにしながらしっかり進んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） それでは、太陽光等の再生可能エネルギーのことを終わりました、次に、非常に手近で可能性が高いと思われる、現在本町で実証実験という試験を実施中のバイオマスエネルギーについてお話ししたいと思います。

この導入は、若者雇用につながって定住化対策になるということで、導入の予定はどうかということでございます。新たな地域資源の活用と若年層の定住化に向けた新しい雇用の場をつくるのが近々不可欠だと思います。自然エネルギー活用は各市町村、ほかの市町村にも誇れるような今後の成長産業にしなければならないと思いますので、そういう分野の中で新たな産業振興になるように、本町の実証中のバイオマスエネルギー導入は、先ほども言いましたように今や世界のエネルギー事情の指標の一つになると言われておりますので、政府でも新時代に向けて推進するものと言われておりますので、ぜひこういうものを取り入れてはどうかと思います。

林業関係で申しますと、林業事業を初めとするペレット生産のための関連産業の育成、雇用が広がって、そして我が町の産業成長として非常に期待できる可能性があると思います。古くて新しいペレットストーブ等のことは、私も山の会等の視察で十数年前、岩手県の葛巻町で実際それを最初に見ました。その当時、仲間とペレットの生産プラントの話をしました、やはり森林組合さんもそうでしたのですが、いわゆる製造プラントのコスト高ということで話は終わったようでございます。今や製造プラントがコスト高でも、そういった実証実験をしている中で、今回林業の除間伐の森林バイオマスペレット製造というのができておりますので、ぜひこういったことを活用して、今回モニターは30人ですか。お話あったようでございますし、さらに園芸ハウス等にはボイラー、そういったものも2台ほどつくという話を聞いております。今や灯油の半値で生産されて1キロ50円だという話を聞いております。本町は、ご承知のとおり80%を超える林野率でございますが、一部の植林家の優秀な南三陸材を除いて山林経営が低迷しているために、非常に荒れ放題になっております。そういった中で、こういった荒廃を防止することで、里山を回復し自然環境が保全されると思います。

南三陸町は魚の町と申しますか、海の町と申しますか、そういった中で山と海のつながりは、

唐桑の畠山さんの話のとおり、自然は一体の関係で生態系が循環しているわけです。豊穡の海の幸は、手入れされた山のきれいな水の恵みからと言われております。

今回の民間の活力をフルに利用した事業導入は、これからも推進すべきと思います。そういった中で、今後、継続事業として本町で定着してもらえるか、そういった考えがあればひとつお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど申しましたように、木質バイオマスエネルギーに係る実証調査事業につきましては、スタートしてございます。今成長産業になるのかというふうなお話もございました。基本的にそういう分野も含めて、この事業が産業としてしっかり成り立っていくのかということを含めて今検証してございますので、今後もこれは継続して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

ペレットのストーブのモニターの募集では、40人ぐらい今申請者いらっしゃるようで、町民の皆さんの関心も高まってきていることは間違いないわけでございますので、そういった今後の見通し等を含めて、我々としてしっかりと、ご指摘ございましたように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） それでは、前の分のことは以上でわかりましたので、終わらせていただきます。

次に、新しい歴史のスタートで集落に新名称と行政区割の再編ということをお願いしたいと思います。

大震災後の高台移転で新規の集落や市街地の形成が期待され、町民に親しまれ、各地域にふさわしい名称と新行政区割で今後のまちづくりをどうするのかお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目になりますが、新しい歴史のスタートで集落に新名称と行政区割の再編はとのご質問にお答えをさせていただきます。

東日本大震災によります壊滅的な被害を受ける前まで、本町には74の行政区がございました。しかしながら、震災によりまして、市街地及び沿岸域においては、地域がまさに壊滅状態となりまして、震災前の行政区そのものがなくなってしまった地域もあります。現在、区域の全世帯が流失したため、行政区長を置いておらない行政区の数は14行政区、また、区域の世帯のほとんどが津波により流失するも一部世帯が残ったところについては、暫定的に隣接の

行政区の傘下に入る形となっており、その行政区が4行政区という現状となっております。また、町内、町外に建設した61の仮設住宅団地の中には、行政連絡をスムーズに行う等の必要性から、既存の行政区とは区分けし、行政連絡員を設置しているところでもございます。

それでは初めに、名称の考え方についてお答えをさせていただきたいと思いますが、平成17年10月に南三陸町が誕生して以来、本町において行政区を新設したことはございません。しかしながら、今後においては、高台を造成し、既存の住宅地から離れた場所に一団の住居地が形づくられる地域も出てまいります。南三陸町行政区長及び行政区の設置に関する規則の第5条には、行政区を新たに設置しようとするときは、関係住民の申し入れに基づいてこれを町が認定するものとするとの規定がございます。新たに行政区を設置する場合、その名称の決定方法等につきましては、規則上明文の規定は設けておりません。そこに住まわれる方々において話し合わせ、決定された名称が、既存の行政区の名称と混同などされるといった可能性がないと認められる限りにおいて、町として、地域において決定された新たな名称については、これを尊重すべきであろうというふうに思っております。

次に、行政区の区割についてのご質問にお答えいたします。

今後、各地の高台に新たに一団の住居地が形成されていったとき、その区域を現在の行政区の区域に含めたほうがよいのか、それとも別にしたほうがよいのかについての検討は、町としても主体的に行っていく必要があると思っております。その際には、当然、関係する行政区と町との間で、十分な協議、調整等も行った上でこれを決定してまいりたいと考えております。

高台に形成されることとなる一団の住居地の中には、町内の各所からお住まいを移される方々が多くいらっしゃることもあろうかと存じます。今後、高台移転事業が進捗し、新たに行政区を設置するといった場合にあっては、そこに住まわれる方々による地域コミュニティの形成といった点についても十分に意を用いるべく、必要な施策について今後町として鋭意検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） わかりました。

住民の合意のもとに、十分な協議のもとにやるということについては、私も考えていたとおりでございますが、特に町民の人口も減ってくる中で、あるいは高台移転で用地関係あるいは建物のスペースの関係で集落も前とは大分異なるはずで、そういった形の中でその地域にふさわしい名称といいますか、そういった行政区割が今後どのように進んでいくか、ある

いは変わっていくのか、町民の皆さんの関心の一つだと思います。自分たちの住むところが一体どのような行政区になるのか、どういった区割になるのか、あるいはもっと言いますと学区編成みたいところとか、あるいはバスですか、そういったことの停留所みたいなものもどこに設けてもらうのか、細々とした生活に関するいろんなことが心配になってくると思います。そういった中で、一番大切ないわゆる行政区割、そういったものを町として決めるのか、住民側がそれを申し入れてやるのかといったことが、一番の重要なことだと思います。それが今回、今町長お話ししたとおり住民の意向で決まるということであれば、これは大変よいことだなと思いますし、他市町の仮設にられる方も、そういった流れの話を聞いて、我々の集落も自分たちでそういった行政区が手づくりできると、そういったコミュニティーもとれるといったことであれば、希望もかなり持てるのではないかなと思います。

身近に今まで旧町の入谷、戸倉、志津川、歌津といったいろいろな地区の各行政区にそれぞれの名前がありました。そういったものが今後例えば引用できるのか、あるいはそういったことができないのか、そういったことも含めて町民の方々といろいろ議論して、今後、後世にも残るようなふさわしい名称を作成して、新しい行政区割を決めていただければいいと思います。

次に、今後のまちづくりといったことでお話ししたいと思います。

今までも議会の中ではいろいろまちづくりについて議論してきましたが、新しい高台移転と新しいスタートに向けて、町長が今まちづくりをどのようにシフトしていくか、あるいはその方向づけがあるとするならばその辺のことについて、主なお話でよろしいのでお話しただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 昨年の12月に南三陸町の復興計画を策定したわけでございますので、それがまちづくりの基本的なベースになるということは間違いのないわけでございまして、あと具体になっていけば、その辺に基本的な部分が、くくる部分が出ておりますので、そこにあとは少しずつ枝葉をつけながら、事業の進みぐあいを見ながら進めていかなければいけないというふうに思いますので、いずれ議員の皆様方にもそういう分野におきまして、またいろいろなご意見をいただく機会もあろうかと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 今後のまちづくりについて、どのように進めるのかといった中で、今町

長がお話しされましたが、私としては、いわゆるハード的なことは今までもいろいろ検討して、十分話をしてまいりました。その中で、やはり住民の人たちの復興、ことしは復興元年と言われますが、特に地域の復興の前に町民の心の復興から始めなければならないと私は思います。そういった中で、きずなを守り、それを強めながらコミュニティーの構築、そして新しい時代の夜明けに向かって新しいモデル的な集落をつくっていただきたいなど。特に先ほど言いましたように、クリーンエネルギーの導入によっていわゆるスマートシティですか、そういったことを知事もお話ししているようでございますので、ぜひそういったものを取り入れながら、未来に向けたまちづくりといったものを構築していただきたいなど。理想論のようでございますが、町長が常にお話ししております「小さくてもキラリと光る町づくり」と、今こそそういったものが発揮されるべきではないかなと思います。さらに発展に結びつくように、いろいろ事業を進めていくべきだと思います。

もう一つ追加といたしますか、お話ししたいと思いますが、雇用というのは非常に大切です。ここになりわいがなければ生活ができません。そういった中で、前からもお話ししていたように、やはりこの地の造成には、第二、第三の商工団地のようなものを造成すべきではないかと思います。そういった中で優先的に、厳しいと言われる雇用の環境を打開するため、企業誘致をどんどん図っていただきたいなと思いますが、その辺も含めてお話をいただければと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議員各位にも、町の土地の利用形態につきましてはお示しをさせていただいております。ご案内のとおり、企業誘致ゾーンも設置してございますし、そういった分野には町としても積極的に企業誘致を図ってまいりたいというふうに考えております。

いずれいろいろな情報発信をしながら、雇用の場の確保というのは、ある意味既存の商店、既存の企業もあわせてそうですが、新しい企業においでをいただいて、この南三陸に血を注いでいただけるということも非常に大事だと思いますので、今後とも鋭意取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ありがとうございます。

今、その話と関連してお聞きしたいと思いますが、当時、入谷地区に東北シルクというものの誘致といたしますか、進出企業があったのですが、いまだに気配といたしますか、そういった音沙汰といたしますか、そういったことがないので、その辺もしお聞かせ願えればと思いま

す。

ともかく防集など高台集団移転のときには、町民に復興支援で多面的な再生可能エネルギー導入などスピード感で住宅着工を促進させていただくことが、まず第一だと思います。その再生可能エネルギーを地元利用するだけにとどまらず、新しい産業として守り、育て、地域や本町の活性化につなげるようにしていただきたいと思います。また、やがて新しい集落ができるわけですが、町民のコミュニティーの維持を図り、若年層の定住化に向けて、これらの事業で雇用を生み出すように、各施策で他町のモデルケースとなるように発展につなげていただきたいと思いますが、最後にその辺のお考えを伺って終わりにしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） お尋ねいただきました中に東北シルクというお話ありましたが、シルク総合開発の事業のことかと思われますので、その内容についてご説明をさせていただきます。新年度の予算の中でご説明をさせていただきました部分もありますし、それから単行議案としても当初の際に議会のほうにご提案をさせていただきましたとおり、シルク総合開発につきましては、入谷の中学校跡地において来年度25年度に事業が実際に開業できるようにということで、今年度現在、事業者のほうで準備を進めているところでございます。ご質問にありますように、雇用の面におきましても、企業のほうで地元から新卒の高校生に募集をかけておきまして、そういった意味で地元雇用も図られるものと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 以上で、山内昇一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時08分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告6番、星 喜美男君。質問件名1、住宅再建支援策について。2、風化防止策について。以上2件について、一問一答方式による星 喜美男君の登壇、発言を許します。7番星 喜美男君。

〔7番 星 喜美男君 登壇〕

○7番（星 喜美男君） 7番星です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

住宅再建支援策について、町長に伺います。

東日本大震災から1年と6カ月がたちました。我が町の住宅、建物への被害は、全壊、半壊を合わせますと、ネットによりますと3,316世帯となっております。全町の約61.8%の住宅が被災をいたしております。このことにより多くの住民が町内外の仮設住宅や民間等のみなし仮設住宅に暮らしております。一日でも早いふるさとの生活の再建を願っております。しかし、その道のりは遠く、被災者が震災前のふだんの生活を取り戻すには、まだまだ長い年月を要するものと思います。被災者にとっては、住宅の再建が復興の第一歩であり、町を形成、再建する上においても住民の住宅の再建、生活の再建が復興への本当の意味での第一歩であるものと思います。

そこで、復興を促進するには、意欲のある最も住宅の再建の可能性の高い自立再建者への支援強化を図り、着実に町を形成し、復興を推進していくべきものと思いますが、そのことについて町長はどのような考えかを伺います。

また、ここに来て各被災県や被災市町では、次々と独自の支援策を打ち出してきており、岩手、宮城両県の沿岸27市町村のうち15市町が自宅の購入や土地のかさ上げなどに独自の再建支援策を打ち出していると言われており、本町でもこの大変厳しい財政状況の中でも頑張っ独自支援策を打ち出しております。しかし、女川町などでは最大200万円の定住支援策を打ち出すなど、支援策に大きなばらつきがあります。このように財政力によって格差が生じることのないよう、被災地が県や市町村の域を越えて一丸となって国に支援を求めていくべきだと思いますが、町長はどのような考えかを伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、星 喜美男議員のご質問、住宅再建支援策についてお答えをさせていただきます。

まず第1点目、自立再建を目指す方々に対する支援についてであります。私が改めて言うまでもなく、被災者が一日も早く住まいを再建し、震災前の暮らしを取り戻すことは、町の復興に向けた最重要課題であるというふうに認識をしております。ご承知のとおり、津波により被災した方々に対する住宅再建に関する支援制度の一つに、被災者生活再建支援金がございます。全壊の場合、新たに家を建設または購入された場合には、基礎支援金と加算支援金を合わせて300万円、大規模半壊で補修等をされた場合には、基礎と加算を合わせて150万円となっております。しかし、津波により被災したものの、高台等へ移転せずそのまま現地にて住宅を再建または修繕をされる方々に対しては、高台等への移転者とは違い、現在の

ところそれ以外の補助制度はない状況であります。

県内では、独自に支援制度を設けている自治体もございますが、当町にとりましては国による補助制度がない中での独自支援は、財源的になかなか厳しいところではありますが、現地再建など対象者に対する支援のあり方等についていろいろなケースが想定されますので、引き続き前向きに検討するとともに、必要に応じて国や県等に支援の拡大や制度創設等について働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、被災市町において行われております独自支援策の格差是正につきましてお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、町では集団移転に参加しない、いわゆる個人移転者のうち国の補助事業でありますがけ地近接等危険住宅移転事業、いわゆる個別移転でございますが、対象とならない方々、具体的には、災害危険区域の指定前に移転をした方々を対象に、東日本大震災の発災時点の平成23年3月11日にさかのぼって独自に支援することとしたところであります。また、個人移転者に対する水道の施設費用の一部補助制度や、一定の条件のもとであります。また、個人移転者に対する水道の施設費用の一部補助制度や、一定の条件のもとであります。また、個人移転者に対する水道の施設費用の一部補助制度や、一定の条件のもとであります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、被災市町におきましては、それぞれの事情によりまして独自の支援策を打ち出しているところや、ないところ、独自支援策を打ち出している場合につきましても、補助対象や支援の内容などに格差が生じていることも事実であります。このような背景から、本年7月、津波による被害が甚大であり、復興に向けて共通の課題を有する石巻市や気仙沼市など、当町を含む沿岸5市町により宮城県東部沿岸大規模被災市町連絡会議を立ち上げ、行政報告でも申し上げましたとおり、8月30日に宮城県の村井知事とともに、各自治体がそれぞれの事情によりみずから判断して独自に被災者支援等の取り組みができるよう、自由度の高い独自財源の付与や制度の弾力的な運用等に関して、平野復興大臣及び安住財務大臣への要望活動を行ったところであります。

町としましても、同じ被災者でありながら、居住する自治体によって支援内容が異なることは非常に好ましくないと考えておりますので、今後も引き続き国や県等に対して格差是正に向けた対応を求めてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 私は、独自再建者への支援ということで3月の定例議会でも行っておりまして、またここで行っているわけでございますが、どうも進み方が違うのかなという感じがいたしておりました。

ところが、岩手県では、非常に私の考えていることに近いような歩みを今進めています。公営住宅は、自力再建するのが難しい被災者については、県として5,340戸の復興住宅の建設を予定しております。しかし、公営住宅の基準を満たすためには民間よりも建設費が割高になり、建設後の維持管理費も県や市町村が負担することとなり、県の建築住宅課の担当者は、支援策の拡充で自力再建をふやすことが将来的な行政負担の軽減につながるとして、県独自の支援策を打ち出しております。それにあわせるように被災自治体にもそういった支援策の拡充が広まっておりまして、ちなみに県は独自支援として最大100万円を支給するというものでありまして、それに、陸前高田市の例を見ますと、水道整備に係る費用200万円を上限に全額補助、浄化槽の整備についても市内全域に拡大して52万から64万円を補助するとなっております。また、大船渡などの例によりますと、同じく水道上限200万ですが、住宅再建に関する土地の購入などに30万円を上限に敷地造成費用の半額を補助するなど、市町によってこれも差はありますが、釜石市では自力再建へ最大100万円というようなことを打ち出しておるなど、非常に公営住宅に対する将来までの負担軽減を図るということで、やはり自力再建をまず第一に推進をして、そして公営住宅等の数を減らそうという、そういった努力がされておると、そんな感じがするのですが、そういったことに対して町長はどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それぞれ公営住宅に入られる、あるいは持ち家を持つということについては、それぞれの皆さん方の選択肢でございますので、それをどうこう私のほうから言うすべはございません。ただ、基本的に、先ほど来お話ししておりますように、自治体間同士で格差が生まれている。今、岩手県の各市の200万だ100万だというそういう数字が出てくる。そのこと自体が、やっぱり被災を受けた各市町にとっては、大変つらいものがございます。やっぱり被災を受けた皆さん方には、同じように被災を受けたわけでございますので、ある意味支援策というのは県内ある程度横並びという形の中で支援をしていくということが、私は理想だろうというふうに思います。

そういった観点から、先ほど言いましたように、沿岸の被災の大きい5つの市と町が一緒になって、ある意味宮城スタンダードをつくろうというのが今回のこの会議設立の趣旨でございます。そういった観点の中で、先ほども答弁で申し上げましたが、そこから国から県のほうにそういった自由度のきく交付金が入って、そこから各被災を受けた自治体に、ある意味支援策が、横並びの形の中での支援ができるような財政支援をするということが大変好まし

いのではないかと、そういう趣旨で今回のこの会議を立ち上げたわけでございますので、私は趣旨とすれば、やっぱりそういう形の中で支援をしていかないと、被災を受けた皆さんが大変な思いをするだろうというふうな思いでいることは間違いございません。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） ちなみに、我が町での自立再建を目指しておる数、それとどれほど進んでおるのか。ちなみに戸倉地区を見ますと、まだ1軒しか実は建っておりません。地元で再建しておるのはまだ1軒だけです。全体でどれぐらいになっておりますか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） いわゆるうちのほうで加算支援金を支給したというような件数はつかんでおりますので、そこから申し上げますと、全部で全壊、大規模半壊を含めまして、ちょっと古いのですが7月20日現在で432世帯というようなことになっております。これは、加算支援金を支給した件数ということになります。ただ、実際にはまだ全部完了しているというようなことではなくて、うちのほうの加算支援金は、例えば契約書の写しですとか、そういったものが提出されれば加算支援金の対象というようなことになりますので、その方には支給できるというようなことですから、完成は見ていないのは大分あると思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 自立再建する数という部分ですが、これまでいろいろな意向調査等の数値上では、300軒弱というのが全体の数字かと思えます。ただ、検討中という方が、その自力再建する方々といいますのは、どちらかといいますとすっかり浸水した区域もそうなんです、浸水域の縁の方々が結構多くございまして、検討中という方がまだ15%から20%近くもいるという状況ですので、実数についてはつかみかねている状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 実数がかめないということで、でも300軒で実質この加算金が432世帯というのもちょっと数字が合わないんですが、いずれきょうの新聞で、宮城県が議会で災害住宅の見通しというものを出しているのですが、最終的には21市町村に約1万5,000戸の整備を計画しておりまして、最終的には2014年度か2015年度に完了するというような計画になっているんですね。こうなりますと、先ほど言いました公営住宅が余りにも進んでしまいますと、自力で再建する意欲というのはどんどん薄れていくのかなと、私はそういう懸念をしておるんです。例えば、今までも戸建ての公営住宅はいつ建つのかと、それを期待して待っている方も、当然期待して待っていてもいいんですけれど、そういう人がいっぱいおりました

て、そうなりますと防集でもそうですけど、自力で再建をするという意欲が、資金繰りだ何だと時間をかけている間に、どんどん公営住宅だけができあって、そういう入居が進んでいったら、本当に意欲をなくしてしまうのかなという感じがするんですけど、町長、ちなみに概算でよろしいんですけど、2016年度ぐらいまで防集などでの、即座に建設ということもありませんけど、どれぐらい進みますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には平成25年度の後半あたりからは、住宅が着工できる地域も出てくるということになると思います。しかしながら、数どれぐらいと今言われても、ちょっと申しわけないのですが、そこまでの数をつかめないということですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 2015年度までに公営住宅が完了するということですが、いずれにしても、防集で自立再建する方もそうなんですが、この災害公営住宅にしても、防集にしても、大変な3,000万とも4,000万とも1戸当たりの経費がかかると言われておまして、そういった将来的なこともあわせて、もう一つは防集できのう同僚議員から地代の話もありましたが、いろいろな負担を伴うものを考えますと、自立再建にも300万、400万出しても、私はいいかないかなという感じがしますが、当然町単独の財源では無理ですから、その辺の国の反応というのはいかがなものなんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に前段としてお話ししておきますが、平野復興大臣は、個人の資産形成には一切税金は投入しないというのが大前提だというお話を常々言っておりますので、そこは一つ前段としてお話しさせていただきます。

それから、最初のほうなんですが、公営住宅が進むから住宅自力再建が進まない、多分それはないと思います。といいますのも、基本的にはそれぞれ公営住宅が何戸必要か、あるいは自力再建が何戸になるか、防集の関係でございますので、その数をつかんで造成をしていきますので、災害公営住宅に最初に入って、それでどんどんそちらのほうに流入するという、それはなかなか難しいと思います。基本的には自力再建が何戸というのは決めて防集の事業を進めるわけでございますので、そこはないと思います。ただ、先ほどの考え方としてはあるかもしれません。要するに、後で公営住宅の維持管理費を考えるのであれば、自力再建のほうにお金を振り向けるという考えは、一つはあるかというふうには思いますが、基

本的には、繰り返しますが、ベースとしてお互い、災害公営住宅が何戸、それから防集で何戸ということは、それはしっかりつかんだ形の中で進めてまいりますので、そこはひとつご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 私も、途中から公営住宅に切りかえるとか、そういう意味で話しているわけではありませんが、いずれにしても、これだけの税金を使って整備がなされるわけで、ある意味不公平感も出てくるのかなという感じがします。確かにおっしゃるとおり、平野復興大臣は、今月の7日ですか、多分仙台市内で平野大臣と沿岸市町村の首長さんたちの会合があったようですが、その際にやはり自力再建への支援を求める声が出ておるのですが、やはり個人の財産ということで、それともう一つが、南海トラフ、今回出してしまうと南海トラフでも出すようになるから、そういった理由もあるようなことを漏らしているようなんですね。それとはちょっと私は違うのかなという感じがしておるのですが、いずれこれだけの被災をしておるわけでありまして、一日も早い復興を進めていかなければならないところがあります。きょう平野復興大臣がおいでになるところで大変あれなのですが、この間の日曜日のテレビで復興予算はどこへということで取り上げてやっておったのですが、大変な使われようがなされておりました。大分沖縄の道路の改修工事であったり、反捕鯨団体の補助金であったり、国立競技場の改修の予算であったり、非常に驚くのが岐阜県のコンタクト製造メーカーの工場の製造ラインの建設などにも使われておったということで、産経省ですね、510件のうち岩手、宮城、福島被災地3県にはたった30件だけが割り当てられておったという、そういう事実もありまして、もうちょっとやはり平野大臣に頑張ってもらう必要があるのかなという感じがいたしております。確かにこの被災6町の組織で大規模被災市町連携会議ですか、県内のこういった近隣の市町村で活動するのも、働きかけもいいのですが、やはり岩手県とこれだけの格差もあるわけですから、やはり被災地が一丸となって当たっていったほうが私はもっと進みやすいのかなという感じがしますが、その辺はどのような考えでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまで1年半になります。この間、それぞれの自治体、今どちらかというと県を飛び越えて直接国のほうに交渉に行くというケースがこの1年半大変多かったわけですね。そういう中で、やっぱりそれぞれの単体の自治体が交渉あるいは要望しても、やっぱり力の限界というのはどうしても出てまいります。しかしながら、被災市町村においては、

同様の問題を抱えているわけです。お互いに悩みが同じ。その分をどう解決するのかと。それが、今回立ち上げました協議会でございまして、そちらのほうでお互いに思いを共有をしながら、それぞれの被災自治体として抱えている課題そのものをしっかりと解決していこうと、あるいはまとまって国のほうに要望していこうというのが今回の趣旨でございますので、そういう一人よりも5人の力、そこにあとは村井知事が入っていただいて、6人の力でこの問題をとにかく真正面からぶち当たっていこうということで取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 今、村井知事の話が出たのですが、村井知事はこの自立再建に対する支援のあり方というものにどういった考えをお持ちでしょうか。町長ご存じでしたら。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 知事の考え方等につきましては、先ほど我々が協議会をつくりまして、その中で我々がお話をして、知事としての考え方も我々と同じ思いということでございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） ぜひ、大変な岩手県も宮城県、まして福島県もそうなのですが、大変な思いをしておるわけでございまして、県とか市町村といった域を越えてみんなで一つになって国のほうに働きかけていってほしいものと思います。1問目はこれで終わります。

次に2問目で、風化防止策について伺います。

東日本大震災の巨大大津波は、一瞬にして大切な多くの方々の生命、そして財産を奪い去っていきました。私は、津波が襲来したときは、志津川の上の山にいました。次々と市街地の建物を押しつぶしてくる黒い波の塊に、ただ言葉も出ず、茫然と立ち尽くしておりました。そして、そのとき感じていたのは、違うと。我々がじいさんやばあさんから聞いてきた津波とはこういうものではなかった。我々が教えられてきた津波とは、押し波はそれほど強くなくて、どんどん水位が増してくる。しかし、引き波は強いので気をつけろと。そういったふうに教えられてきました。あの市街地が一瞬にしてなくなった。後で聞いた話ですと約15分だそうですが、たった一波で志津川の市街地を、建造物全てを押しつぶして、奥へ、奥へと波が進んでいきました。まるで地獄を見る思いでした。そして、改めてこんなに津波に強力なパワーがあると、全然聞いてないと、そのように感じておりました。発災直後は、海を見るのも、海に近づくのも大変恐怖でした。

しかし、なれとは恐ろしいものでして、生きるためとはいえ、何度も海に出ているうちに、どんどん恐怖心が薄らいできておりまして、今ではほとんど、この時期ですから船は余り海には出ていないのですが、夕方の薄暗くなるときでも平気で船なんか乗り出していけるようになっておりまして、恐怖を感じなくなっていることにむしろ強い恐怖を感じておるところでございます。あの惨状を目の当たりにし、これだけの未曾有の被害をこうむった我々でさえ、わずか1年半でこれだけ恐怖感が薄らいでいるということは、50年後、100年後の人はどうなるのだろうと考えると、ぞっとするものがあります。そして、我々がもっとしっかりした津波に対する知識を持っていたなら、これだけ多くの犠牲者が出ずに済んだことだろうと思うと、改めて後世に伝えることの重要性を強く感じております。

我々は、たまたま千年に一度というこのときを生きているのでありまして、このときを生き抜いた我々こそがこの教訓を風化させることなくしっかりと後世に伝え、引き継いでいくのが最大の責任であり、使命であると思いますが、町長は今後どのようにして風化させることなく後世に伝え引き継いでいこうとしているのか伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、星議員の2件目のご質問、風化防止策についてお答えをさせていただきます。

ご質問にもあるとおり、昨年3月に発生をいたしました東日本大震災から1年半が経過をいたしました。

一瞬にして多くのとうとい命が奪われ、町が壊滅したこの事実のつらさ、悲しさは、そう簡単に癒えるものではありませんが、平穏で豊穡の海を取り戻しつつあるのもまた事実でありますし、一方、つらさから逃れるためにつらい記憶を心の底に押し込めようとするのもまた、人間であると思います。

しかしながら、私たちが確実にやらなければならないことは、同じ悲しみを二度と繰り返さないために何をすべきかをしっかりと話し合い、やるべきことをやり抜くということではないかと思っております。我々の記憶に教訓として深く刻み込まれることになりました震災の経験や記憶について、発信すべきをしっかりと発信することによりまして、風化を防止し、後世に伝承することが、生かされた者としての責務であると考えている次第であります。

具体の取り組みといたしましては、昨年12月に策定をいたしました南三陸町震災復興計画の中で、震災風化防止策として震災復興町民会議での提言や意向調査結果などを踏まえた津波の教訓伝承プロジェクトが盛り込まれております。ここでは、犠牲者の慰霊と防災訓練等を

実施する津波防災の日の制定や、震災状況や復興の過程を記録し、新たなまちづくりと防災対策に役立てるため、災害記録の作成、それから津波災害に対する安全なまちづくりの象徴として震災復興記念公園の整備や慰霊碑の建立、津波の痕跡の保存と到達点を示す石柱の設置など、各種メモリアルの整備が計画されております。

また町内における学校教育及び社会教育の各場面において、そして、町外からの来訪者に対して、震災の経験や思いを後世に語り継ぐ語り部の活動と育成も重要であり、できれば今を生きる町民一人一人が語り部となり、未来を託す子供たちへ経験を引き継ぎ、津波への備えを怠らない姿勢をつくり上げることが大切と考えます。

さらに、復興応援大使や各種団体等の活動支援、また、来年4月からリニューアルされる町の公式ホームページ等、さまざまな媒体を利用し、喫緊の風化防災策も含め、復興・復旧状況を中心とした情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） ただいまの答弁でほとんどのことが網羅されておまして返ってきておりますが、いずれ具体的に伺っていきたいと思います。

1つは、やはり記憶をさせることだろうと思っております。大切なのは頭に記憶させることと、また、体に覚えさせるといったことが非常に大事であろうと。それには避難訓練などの防災訓練が非常に有効であろうと思っておりますが、津波、防災の日ということで、先日の9月1日は防災の日でありましたが、やはり3.11をどういった、その辺の日程的なことや、決して1年に2回やっても悪くないものでありまして、その辺はどういった考えでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） きのは2時46分に町民の皆様にお知らせをするということはいたしませんでした。きのう、この場所で、皆さんで黙禱をささげさせていただきました。いずれ当町には、過去の歴史の中で大きな災害が何回か襲っております。過去は5月24日ということで、津波避難訓練を伴っておりましたが、この3.11の取り扱いをどうするのか、それから5.24の取り扱いをどうするのか、これは庁舎内でしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） やはりしっかりと町民の参加できるような日に設定していただきたいと思っております。そして、到達点ですね。今出ましたが、もう1年半もなりますと、大分草が成長しております、到達点がほとんどわからなくなっているところもかなりあります。

いずれそれぞれの地区ではある程度把握はしておるものと思いますが、やはりこの今回の津波で、非常に地域によって被害が大きいところ、少ないところもあったわけですが、到達点も大分誤差があるようでありまして、やはりしっかりとその指標といいますか、石碑なりなんなりを、私も地域でその辺の海岸から石を、何かを印に行おうと考えたこともあったんですが、ただ石を置いてもいずれ何年かしてしまうとただの石ころになってしまうものでありまして、やはりしっかりとした石碑のようなものを地域に配布をして、それを地域の人たちがみずからきちっと建てると、そういった参加をさせていくということが大切ではないかと思いますが、その辺のことはできますでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれどういう形であれ、ここまで津波が到達したとか、そういういろいろな問題もあると思いますが、大事なことは、地域の皆さんみんなでそういう作業を一緒に行うと。そしてそれが、地域の皆さんが今回の東日本大震災を風化させない一つの方策になればというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） その点はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、もう一つは記録の作成ということで答えがありました。やはり住民に向けた情報発信をどんどんして行って、あとはやはり写真展のようなものの開催や講演会等が非常に望ましいとも言われておりますので、身近でできるようなものをきちっと整備していくべきだろうと思います。当然学校としては、子供たちに積極的な防災教育を行っていく必要があろうと思いますが、その辺のお考えについて伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども答弁でお話ししましたように、災害記録ということをしかりと我々が作成をいたしまして、それを子供たちのみならず、町民の皆様方に幅広くお示しをして、今回の東日本大震災をしかりと検証をしていただくという、そういう記録集をつくるということは非常に大事だと思いますし、その辺もしかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 町内の学校におきます防災教育につきましては、以前にも議会でお話し申し上げましたけれども、今年度、各学校から防災担当主任が集まりまして、現在、町内の防災教育に関するマニュアル等の作成を行っております。

それから、避難訓練につきましては、学校によっては月に1度もしくは学期に1回。それからスクールバスの待合場所での避難訓練なども行っております。

それから、ついでにもう一つ申し述べさせていただきますと、震災の記録につきましては、これも以前申し上げたかと思えますけれども、三、四年生の社会科の副読本を作成しております。その中に、この震災の記憶をとどめておくということで、町の発展の様子と被災した町の様子ということで、それらを含めた社会科の副読本も現在作成しております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） どうもいろいろとありがとうございます。大変な取り組みがなされておるということで、ただ、初めての防災担当主任ですが、どうもいろいろまだ戸惑いがあるように伺っておりますが、今後いろいろなれることによってしっかりとした活動が行われるものと思っておりますので、その辺はひとつよろしく願いたいと思います。

次に大切なのは、やはり自主防災組織も含めたいろいろな団体での活動への支援ということで町長がおっしゃいましたが、こういったものも活発化というものが大切だろうと思っておりますが、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、被災しまして、それぞれお住まいがみんなばらばらという状況でございますが、ただ、それでも仮設住宅あるいはそれぞれの地域でお住まいの方々、従来、町として自主防災組織を100%組織して、その中でそれぞれの地域の安全・安心を何とかみんな考えていこうということで取り組んでまいりましたが、いずれ今回の大震災で、今言いましたように地域それぞればらばらになりましたが、しかしそれでも、やっぱりそういう精神というのはしっかり堅持していく必要があるというふうに思っております。今後ともそういった取り組みについては、積極的に我々としても支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） それで、もう一つですが、団体といいますか、我々は今回の震災で全国から大変な支援をいただきました。本当にどうやって返したらいいのかと思うような支援をいただきまして感謝にたえないところでありますが、やはりこうしている最中にも、我々はまだ復旧が進んでおりませんが、全国でいろんな風水害が発生しておりまして、やはりそういったところへ今後ある程度落ちついてきたところで、必ず町民の中には恩返しをしたいという方があろうかと思っておりますが、これも風化防止の一環として、町が仕立てるべきか、違

う団体が行うべきかあれですが、やはりボランティア組織を立ち上げてそういったところへの支援を差し向けることによって、我々もまた3.11を思い起こすというような活動も非常に有効かなと思うのですが、そういったことに対する考えを伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は、私たちがどうこうと言う前に、町民の皆さん大したものだなと思ったのは、8月の上旬に三重県の県庁のほうにお邪魔しました。職員の派遣等ありましたので、お礼に行きました。その際、三重県の鈴木知事が入ってくるなり、南三陸町さん、本当に感謝を申し上げるというお話をいただきました。私どういう意味でお話をしているのかわからなかったのです。そうしたら、今年の9月4日に低気圧災害、いわゆる台風災害が三重県、奈良県、和歌山県でございまして、三重県で一番被害が大きかったのは紀宝町という町だそうです。ちょうど1週間後に知事が現地視察ということで紀宝町に行った際に、瓦れき撤去をしている方がいらっしゃって、その方のTシャツが南三陸というTシャツだったと。その11日というのは震災からちょうど半年目ですので、町としてもそういった記念の追悼式があるということも知事はわかっていたそうです。ですからまさか南三陸の人ではないだろうと思いつつも声をかけたそうです。そうしたら、我が町の町民の方だったと。ですから、我々が言わなくても、そういうふうに町民の皆さんが積極的にそういったボランティア活動を展開しているということは、大変ありがたいというふうに思います。知事が声をかけたら、今回の大震災で、大変南三陸町お世話になりましたので、微力ですが車でやってまいりましたということで、一生懸命瓦れきの撤去をやっておったそうです。それから、この間、茨城県で竜巻があった際にも、当町からも20人以上の方々がトラックを持って、そして瓦れきの撤去に努めていたという報道もございましたので、町民の皆さん、これまでたくさんの皆さんに思いをいただいたということが、骨身にしみているんだというふうに思います。それが自発的にそういったこと、全国で自然災害が起きたときに、自分たちから自発的にそちらのほうに出向いて行って、今ボランティア活動を展開していただいている。これは本当にうちの町民の皆さん、ありがたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 本当にぜひそういった活動と申しますか、声というものを全町に広がるように望んでおるものでございます。

そして、最後になりますが、風化防止と申しますと、今このような時期でありまして、遺構という話も多分触れなくてはいけないのかなという感じがいたしておりますが、この問題は

余りにもデリケート過ぎまして、町長もいずれ大変厳しい判断を迫られるものと思いますが、やはりこれは、選択肢はたった2つですが、正しい答えというのではないものだろうと私は思っております。そういった意味では、これまでの例を見ますと、審議会であろうが、検討委員会といったものを立ち上げて検討したにしても、正しい答えというものは出ないだろうと思います。やはりこれは、私は非常にある意味酷な部分もあろうかと思いますが、遺族の皆さんの声というものをやはり尊重した上で決定をしていくのがよろしいのかなという感じがいたしております、やはり最終的にはそこだろうと私は思っておりますが、最後にその辺の考えだけ伺って終わりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この件については、議員の中からもいろいろご質問等もこれまで、3人ほどの議員さんからご質問いただきまして、その際答弁をさせていただいておりますが、内容等について変わるつもりはございません。基本的には、あの防災対策庁舎については解体という方向で進めさせていただきました。そして、今回36の町内の公共施設、解体の中の1つというふうに捉えてございます。

しかしながら、前にもお話ししましたように、ことしの1年追悼式が過ぎたあたりから、ご遺族の皆様方から何とかもう一回立ちどまって考えていただけないかと、これは議会にも陳情書が上がっております。それから、保存をしていただけないかと、そういうご意見をいただいたことも事実でございます。そういった中で、星議員がおっしゃったように、遺族の思いを大事にするべきだということだと、私もその思いです。ただ、その遺族の方々が今3つに割れているという現実がございます。解体をしろ、それから保存をしろ、それから立ちどまってもう一度広く町民と議論するべきではないか、この3つの議論がありますので、こういった遺族の方々の思いをしっかりと私どもとしても受けとめさせていただいて、いずれ結論を出す必要があるんだろうというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で、星 喜美男君の一般質問を終了いたします。

通告7番、高橋兼次君。質問件名1、公立病院建設計画について。2、公営住宅整備と避難道について。以上2件について、一問一答方式による高橋兼次君の登壇、発言を許します。

2番高橋兼次君。

〔2番 高橋兼次君 登壇〕

○2番（高橋兼次君） 2番高橋兼次でございます。2番は、議長の許可を得ましたので、通告をしておりました一般質問を行います。

質問事項は、公立病院建設計画についてでありまして、一問一答方式により町長に伺うものでございます。

我が町の病院は、昨年3月の東日本大震災によりまして壊滅的な被害を受け、医療機能を全て流失してしまっただけであります。震災後、同病院は各方面からの手厚い支援のもと、町内の診療所、登米市内の旧米山病院におきまして入院診療に当たってまいりましたが、このたび国の復興支援事業により新病院の建設が可能となりました。現在、平成27年の4月の開院に向けて建設計画が進められております。全町民が大きな期待を込め、待ち望む我が町の新しい病院について、次の点を伺うものでございます。

新病院の経営方針を伺います。2つ目に、町民のための診療体制をどう考えているかを登壇よりの質問といたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、高橋議員の1件目のご質問、公立病院建設計画についてお答えをさせていただきます。質問が2つございますので、順に答弁をさせていただきたいと思っております。

まず1点目の新病院の経営方針についてであります。震災前の病院につきましては、外来診療9科、病床数126床、このうち一般病床が76床、療養病床が50床で運営をいたしてまいりました。これに対する一般会計からの繰出金は、平成20年度に策定をいたしました公立志津川病院改革プランに基づき、運営費として2億5,000万円、これに建設改良費や企業債償還金等を含めると毎年3億から4億程度の繰出金を行ってまいりました。新病院の規模、機能等につきましては、大瀧議員のご質問に対する答弁のとおり、病院建設基本計画策定委員会で検討しているところでありますが、一義的には、財政的な観点から規模、機能等を決定するものではなくて、町民にとって必要な医療はどういうものかという観点から決定されるものと考えております。これによりまして不採算部門が生じることが予想されますが、これまで同様、必要な医療サービスに対する財政出動は行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、現在の厳しい財政状況を全く無視することはできないということから、町民にとって真に必要な医療と健全な財政運営のバランスを図りつつ、町民が安心して暮らせる病院として継続運営をしていくことが最も重要であると考えております。

次に、診療体制であります。診療体制につきましても、現在、病院建設基本計画策定委員会で検討しているところであり、委員の皆様がそれぞれの立場から南三陸町の医療のあるべき姿を議論をしているところであります。この会議の中で、行政として町民目線に立った医

療のあるべき姿として、救急対応については震災前同様、中等症程度を受け入れる1.5次救急を行いたいと。外来診療については、現在の9科を堅持したい、入院機能については、一定の病床数を確保したいと申し上げたところであります。今後、策定委員会においてさらに検討され、最終的に基本計画として取りまとめられた際には、議員皆様方にもご報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この病院の質問に関しては、きのう、そしてきょう午前中、お二方の議員が詳しく質問をしておりますので、大分重なる部分があるかと思いますが、できるだけ重ならないように質問してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、きのうもありましたが、病院経営に当たって最も重要なのは、根幹にあるのが医師、看護師、また医療スタッフではあるのですが、この医師の招聘というものは大変厳しく、見通しが立たないような状況にあるわけですが、どうしても町民のために維持していかなければならないわけですが、何とかの方法でとにかく一人でも多く確保しなければならぬわけですが、医師の適正数、これが不足した場合の体制を町長はどう考えているか、（「適正数でしょうか」の声あり）適正数が不足した場合です。現在も不足しているのですが、そういう場合、これから適正数が満杯になるといいますか、我が病院において必要な医師の数が確保できるまでの間、どういう対応をしていくのか、そこをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今現在、常勤医として、何回も繰り返しますが、内科2名、外科2名、それから整形外科1名という体制の中で今診療を行っておりますが、基本的に病院の先生方とお話をさせていただいて、せめてあと内科医2名ないし3名が必要だというふうなお話をいただいておりますので、そこは我々としても、これからもそういった先生方の気持ちも受けまして、特に今2つの診療所と病院ということになっておりまして、非常にイレギュラーな形の中で今病院運営をやっておりますので、そういった負担軽減ということも含めまして、そういった解消に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） いろいろ質問の答弁をこれまでも聞いていたわけですが、大変状況が最悪といえますか、そのため、現在の常勤医にとって大変無理がかかっているのではないのかなど、そう感じているわけですが、これまでの医師の招聘、大変厳しいも

のがありまして、大学を中心に進めてきたわけですが、この招聘策、ここで大きく方向転換あるいはこれまでとは違った意味の策を見直すべきではなかろうかと。町長もどこかの席で検討が必要というような発言もなさっておるわけですが、見直しについての考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、お医者さんたちは、診療所それから病院、両方で救急活動を展開しております。したがって、当直、1週間のうちで何日もという状況でございますので、大変な過剰勤務といえますか、大変勤務体制厳しい状況でいることは間違いないと思います。

ただ、方向の転換というのは非常にこれは難しいです。どこに転換をすればいいのかと。転換先の相手もない中で、口だけで方向転換と言っても、これは実体がありません。基本的には当病院は、従来どおり東北大学病院との連携の中で、これまでお医者さんの派遣等を含めてやっていただいた。それから、今トランクでおいでいただいている方々も全て東北大学の先生方でございますので、この方向を転換するということは、これは非常に冒険を生じるというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 先ほど言ったように、検討が必要というふうな発言もなされているので、何か考えているのかなというふうなことで今質問をしたわけですが、医師も全国的に医師不足があるわけですが、去年、地域医療再生計画の最重要課題である医師不足解消策として、宮城県の医師育成機構が設置されたわけです。これは22年度ですね。それが23年より運営されることになっておりまして、このことについて町長は、これまで以上に期待できるものであるというように言っているわけですが、その状況をお知らせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には今、県が仲介をとっていただいているのは自治医の先生と、それからドクターバンクでいただいております。それから、今、東北大を中心にしてメディカルウェルバンク構想というものがございまして、この被災沿岸自治体にどう医師を派遣するかということを含めて、さまざま検討をしているという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） こういう組織といえますか、これが完全に機能して、我が町にも、例えば一人でも派遣をしていただける時期といえますか、それは予想としていつごろからそうい

うようなにおいが出てくるのかなと、そういうところは町長はどう考えていますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々は、メディカルウェルバンク構想の先生方がおいでになった際にも、そういった医師の派遣ということについてはお願いはさせていただいております。その決定権は機構のほうにございますので、いつごろと言われてもなかなか私のほうからお答えするわけにはまいりません。特にご案内のとおり、今回の大震災におきまして石巻の市立病院も壊滅してございます。そういった関係の中で、どの地域に、どの病院にどう派遣するかということについては、その機構の中のほうでいろいろご議論をいただいているものというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この機構、できれば我が病院を救っていただけるよう、早急にいい答えが出てくることを期待するわけでございますが、医師の招聘について、今いろいろな意見が出てきているわけでございますが、赴任しやすい環境、先生方が来やすい環境、これを整備すべきであろうと。医師の招聘策についての条件といたしますか、それが一つになっているわけでございますが、この医師の赴任しやすい環境整備。この環境とはどういうことを指して言うのか、その辺町長でもよろしいです、事務長でもよろしいですから、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 究極で言えば、多分、二重生活を行わない環境だと思います。いわゆる通勤できる範囲。ですから、色麻の病院とか含めてですが、地方病院です。しかしながら、そちらのほうは通勤の範囲ということで、何とかお医者さんを派遣いただける。ただ、うちの場合は、なかなか通勤というわけにはいかない環境でございますので、そういう意味においては、なかなか赴任しづらい環境と言っても過言ではないだろうと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そうしますと、赴任しにくい環境であるとますます招聘が難しくなってくるのかなと、そんな感じがするわけでございますが、いずれにしても、これまでも一生懸命頑張ってきたわけでございます。そこは理解しているつもりですが、やはり病院を維持していくには、さらに新しい病院でありますので、さらなる努力といたしますか、各方面に取り次いでいただきまして、できるだけ早く確保していただけるようお願いしたいと思っております。

それから、奨学金制度の状況は昨日説明いただきましたので、これも制度の内容等もこれから見直ししながら、多くの方が利用していただけるよう進めていくべきだろうと思っております。

す。

次に、医療事業の背景となる世帯数の減少、これをどう捉えているか。また、その医療人口をどう想定して経営計画に反映しているか。この辺をお聞かせ願いたいと思いますが、ちなみに平成17年の12月末では5,370世帯、人口1万9,008人と、本吉の一部、旧津山、旧北上の一部を加えた診療圏での医療対象人口は2万5,000人でありました。この震災によりましてこの数字がどう変わっているのか。そして、今申し上げたようにこの数字をどう経営計画に反映していくのか、お聞かせ願いたいです。

○議長（後藤清喜君） 少々お待ちください。副町長が、平野復興大臣来町のため、迎えに行きますので退席します。

病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 医療人口ということで、私のほうからお答えしたいと思います。

前の計画の中にもございましたけれども、確かに前は2万5,000人の医療圏ということで設定しております。ただ、今震災によりまして、町内の人口も1万5,000人という内容になっていきますけれども、1万5,000人がそのまますんなり1万5,000人になるかどうかというところもありまして、それと今まで来ていました登米市、十三浜の関係もございます。十三浜の方々は、皆大体こちらのほうに来ていましたけれどもそういうのとか、あと本吉のほうからも若干来ておりました。そういう沿岸部の方については、やっぱり大分減ってくるものというふうに考えております。ただ、ほかに登米市横山の関係につきましては、きちっとした病院がこちらのほうに整備されてくるようであれば、そちらの方については戻ってくるのかなというふうに考えますと、最大でも1万5,000人から1万6,000人くらいの範囲で考えていかなくはないのかなと私は思っております。大分そういう格好では減ってくる医療人口になると思われま。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） こういう状況ですので、なかなか想定も難しいだろうと思いますが、やはり経営の根幹でもあろうと思いますので、その辺の数字をできるだけ正確にというの難しいのですが、より正確に近いところで想定して、経営計画を立てていくべきであろうと思います。

それから、近い将来といいますか、2014年、2015年、消費税増税が予定されているわけですが、この消費税増税によりまして、経営への影響というものは出てくるのかこない

のか。その辺はどう考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 消費税率が上がってくることになると、やはり経営的には難しくなる。うちのほうに関しては、今になればよかったと思われるのが、院外処方をやっていた。院内処方をやったところについては、今消費税が上がってくるといふことになると、薬価という薬の値段があるのですけれども、そちらのほうで、経営的なもので今まではそこから利益が発生したのですけれども、それが発生しなくなるということで、いろいろな事務長たちの話の中でも、院内処方については今後考えざるを得なくなってくるというような話も聞いております。ですから、いろいろなことを考えると、やっぱり消費税が上がることによって病院の経営についてはなかなか難しくなってくるのかなと。病院にも影響は出ると思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この消費税についても、経営に影響があるということであれば、さらに吟味した計画を立てなければならぬのかなと、そう思います。

それから、震災の影響によりまして、累積欠損金が大分膨れ上がっているようでございますが、後で決算審議に入れば出てくるんだらうと思いますが、26億強になっているというようなことで、これを背負ってのスタートになるわけでございますが、その処理計画というものをどう立てているのか、考えているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 確かに累積欠損金は、今大きくなっております。震災前が18億ぐらいなのが、今26億ぐらいですか。というのは、財産として持っていた病院が被災したということで、固定資産として持っていたものが全部なくなったということで、その分をぼんと上乘せしなければいけないという状況もございまして、累積欠損金、欠損金が全て不良債務というわけではございません。累積欠損の内容につきましては、普通は病院は、公営企業なので経営していくときに黒字にしなければいけないということなので、黒字が出てくると累積欠損金も発生しない。ただし、赤字になってくると欠損金が発生する。ただ、赤字になってもその中に減価償却分というのがございまして、減価償却分も欠損金の中に含まれるというのは、企業としてそれぐらい積み立てていかなければいけないんですよという考えなんですよね。というものがあるので、その欠損金については一応そういう状況になってございます。

今、公営企業法が見直しされていて、町から入れてもらっている繰出金が今20何億あるんですけども、それを相殺できるというように今後なってくるので、今まで町に繰り出した分の積み立て分がございまして。徐々にそれによって相殺できるような計算方法も出てくるのかなというふうに思いますので、20何億をそれで相殺していいのかどうかは議員さんたちにお諮りしなければいけないんですけども、そういう格好での累積欠損の減額、あとは自力で黒字を出していくことによって欠損金を減らしていくという方法しかないというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そういう難しいことがいろいろあるわけでございます。今までの積み立てで返すよりは、これからの経営努力によってこれを解消していくと。これが理想であろうと思うわけでございます。

今後も恐らく一般会計からの繰り入れをしなければならないだろうとは思いますが、これまでも平成6年度まで10億強の不良債務があったわけでございますが、国の特別支援のもとに7年間の経営健全化計画に着手しまして、19年には解消しているわけですよ。いろんな努力があったと思います。こういう努力、やればできるんですよ。国の支援もあったと思いますがね。この努力を忘れることなく、今後の経営でやっていくべきであろうと。医師不足等によりまして八方塞がり状態と言ってもいいような今の状況ではございますが、せめて終末的な病院にだけはならないように。こういう病院は町民も期待はしておりませんので、きちっとした、少し厳しいかもしれませんが、今まで以上の経営努力をしていただきたいと思っております。

次に、町民のための診療体制をどう考えているかということでございますが、先ほど町長、診療科9科目、それから1訪問診療ですか。現在の運営をそのままやっていくというようなことでございますが、きょう、そしてきのう出ましたが、今町民が最も求めている診療科、言わずと察しているかと思いますが、透析治療です。これまでもお二方がいろいろと詳しく言ってきたわけございまして、余り私からは詳しくは申し上げませんが、これは本当にこの震災によりいろいろと苦労された方々が、切なる思いで求めています。なぜ地元でできないんだと。こういう立派な病院をつくるのに、なぜつけれないんだと。そのようなことを町を歩くといろいろな方々から聞くわけでございますが、これもなかなかいろいろな壁がありまして、今すぐどうのこうのというようなことにはならないだろうと。

それで、今審議会の中で協議をなされているような状況でございますので、あえてここで詳

しくは申しませんが、ただし、町内の患者さんの中には、この新しい病院で治療を受けることができないのであれば、町外に移転することも考えていると。治療を受けるために近いところに移りたいと。それでまたこの患者さん方の後押しをするような格安住宅をPRする団体も出てきたんですね。ですから、このくらいの値段で家が建てられるのであれば、やはりここに家を建てて、こちらに移ったほうがいいと。治療のために。そういう方々が出てきているようでございます。このようなことが進めば、人口の流出というふうなことにもなるかと思えます。まさか患者さん一人が行くわけではないんだろうと思えます。家族も付き添っていくんだろうと思えますので、そういうようなことが今出てきているわけですが、この件について、町長はどのように考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大瀧議員の質問にもお答えしましたし、千葉議員のご質問にもお答えしました。いわゆる町の課題、病院の課題ということで、これは非常に大きい問題だということについては、病院の職員含めて共通理解という形の中でいますし、新病院に向かって何とかできないかと。繰り返しますが、問題は医師をどう確保するかということに尽きると思えます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この透析については、漠然と病診連携というものも今までやってきたわけでございます。これは先ほど来の答弁でありますと、それもいろいろと継続性の観点から難しいであろうというようなことでございますが、町内にもこの資格を持って担当できる医師がいるんですよね。こういう方にも当たってみるべきではなからうかなと、接触してみるべきではなからうかなと、そういう努力も必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町内のお医者さんといいますと、例えば佐藤 徹先生ですよ。今いらっしゃるの。あとは小野寺先生とか。鎌田先生とか。ただ、基本的に、皆さんそれぞれ診療所を抱えてお仕事をなさっていますので、そういうふうなことになりますと、今度は診療所のほうをやめざるを得ないということになりますので、今当たれということでしたら当たるとはやぶさかではございませんが、果たして診療所を、せっかく苦勞して築き上げた診療所を閉めてこちらのほうにご協力をいただけるかということについては、ちょっと私もその辺はなかなかわからないという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 私が、今の立場で今現在の提案で申しますと、これは当たってみるべきであろうと。だめであってもですよ。確かに開業はしているんですが、町外あるいは県内に透析をしながら、これまでの一般診療もしている、そういう開業医もあるそうでございます。ですから、我が病院にも医師は忙しい中でもいるわけでございますので、その辺の考え方はもう少しいろいろと一步踏み込んで話してみると、いろいろと開けてくる面もあるのかなと。そんなような考えもしているわけです。なかなか先生方の事情というものは、中に入っているわけでありませぬので、あたりから見た感じで物を言っているわけでございますが、そんなような策もあるのではなかろうかなと。今後、機会を捉えてそういう話もしてみたほうがいいのではないのかなと、そう思っております。ぜひそういう形で可能性を大にさせていただきたいと思っております。

さらにお二方の中にもありましたが、余りこういう言葉は使いたくありませんが、経営面においても病院全体経営にも影響を及ぼすような診療科目ではなかろうかなと、そのようにも聞いております。実際、現在取り入れている病院の中では、この部門を外すと全体経営が危ぶまれるというような病院もあると、そんな話も聞いているわけでございますので、総合的な考えのもとに造設というものを進めていっていただきたいと思っております。

それから、緊急医療体制でございます。今後これは継続すると、不採算部門であってもこれは継続していくというような答弁をなさっているようでございますが、当病院はもともと救急告示医療機関として公立気仙沼、猪苗代病院とともに二次救急医療の拠点と位置づけられておるわけでございますが、現況では初期救急から二次救急まで担う形といいますか、扱っているようなことになっておりまして、常勤医師が少ない中での医療体制というものはどうなのか。大分先生方、負担かかっているんだろうと思っておりますが、その辺は今後の診療に影響を及ぼさないのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども言いましたように、救急病院ということでやっておりますので、当然先生方にはご負担はかかるというふうに思います。しかしながら、何回も言いますが、そういった中でも被災した町民の皆さんを何とか地域医療としてしっかり支えたいということで、今本当に気合いでやっていただいております。そういう意味では大変先生方にはご苦勞をかけている、あるいは看護師を含めスタッフのみんなにも大変ご苦勞をかけているというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この病院経営、それから医療体制については、私で3人目でございます。いろいろ詳細にわたって質問あるいは答弁もなされてきましたが、町民は新しい病院を心待ちにしているわけでございます。それとともに中身の充実も求めているわけでございますので、その辺、計画に反映させながら開業を目指していただきたいと思います。

次に、2件目でありまして、公営住宅整備と避難道についてであります。

1つ目に、災害に強い住宅建築工法導入と建設計画の進捗状況はということでございますが、我が町は、3月に策定をいたしました災害公営住宅整備計画で1,000棟を28年までに建設するというようなことで、これを速やかに整備するためにUR都市機構、また宮城県の業務委託、これで実施するというようなことであります。さらに5月30日に南三陸町の木造災害公営住宅建設推進協議会、こことも基本協定を締結しておるわけでございますが、これらで建設される公営住宅の建築工法というものはどういうものを採用するのか、これをご説明願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問でございますが、公営住宅整備と避難道についてお答えをさせていただきます。避難道の質問ございましたが、後で質問いただければと思います。

まず、災害に強い住宅建築工法導入と建設計画の進捗状況についてお話をさせていただきますが、建築物の耐震基準、これにつきましては、建築基準法及び同法施行令により定まっております。震度5強程度の中規模地震でほとんど損傷しないこと、それから震度6強、7の大規模地震で倒壊、崩壊しないことというのが基本的な考え方になってございます。

今回整備いたします災害公営住宅も、全てこの基準を満たすものでございます。また、災害公営住宅は、全て高台または内陸部での建設を予定しておりますので、津波に対しても安全でありますし、さらに大雨による洪水やそれに伴う土砂災害の危険がない場所での建設を基本と考えてございまして、自然災害に対して十分に考慮した形での整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、災害公営住宅整備計画の進捗状況でございますが、先行しております入谷、名足地区につきましては、UR都市機構と業務実施契約を6月に締結し、両地区とも現在、現地での測量や地盤調査と設計作業を並行して行っているところでございます。今後、用地購入手続を行った上で、平成26年春の入居開始を目指し、今年度内に造成工事に着手をしたいと、そういう予定でございます。

ほかの地区につきましても、今年度内に用地を確保した上で団地ごとに基本計画を策定し、来年度以降、順次設計、工事を進めていく予定で、最終的に平成28年度末には全ての災害公営住宅を整備し終わるということを目指してまいります。

被災者の皆様には、もうしばらく仮設住宅等での不便な暮らしが強いられることとなりますが、一日も早く災害公営住宅に入居していただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、質問の2点目、児童生徒の避難道を早急に確保すべきとご質問につきましてお答えをいたします。

これまでの地域防災計画では、宮城県沖地震を想定し、高台にある小中学校を一時避難場所と考え、その整備を図ってまいりましたが、東日本大震災では、避難場所となっておりました町内3つの小中学校においても浸水してしまったところがございます。町といたしましては、これを教訓とし、有事の際には児童生徒を初め地域の方々、町を往来する方々が付近高台へ最も短時間で、かつ安全に到達できる避難道の整備は必要不可欠であると考えております。また、今後策定をされます地域防災計画によりまして、避難高台の場所の選定を初め、避難する方法の検討なども必要となります。避難道につきましても、短時間で安全に避難できる道路計画が必要となりますので、地域防災計画との整合を図りつつ、防災集団移転促進事業により整備する高台造成地など避難場所が確定次第、整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） お待ちください。

皆さんにお諮りしたいと思います。ただいま2番議員が一般質問をしているのですけれども、2番議員一般質問終了まで時間を延長したいと思いますけれども、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） なければ時間延長したいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。再開は4時といたします。

午後3時50分 休憩

午後4時00分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明13日午前10時より

本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明13日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 4時01分 延会